

特定非営利活動法人 SAAJ 日本システム監査人協会報

システム監査人の仕事

SAAJ 会報も発行 100 号目を迎えました。2008 年 2 月 18 日には、SAAJ 創立 20 周年の記念講演会を開催しますが、成人式にたとえるならば、毎年 5 回ずつ、20 年にわたり約 2 ヶ月に 1 回のペースで発行を継続してきたわけです。前回の 99 号でこれまでの経緯を振り返りました。今年は各分野でご活躍中の監査人の声をお届けする予定です。初回は副会長の小野修一さんです。聞き手は、会報編集主査の竹下です。



小野修一 氏

竹下：トップバッターでインタビューのご了承をいただき有難うございます。まず小野さんは、どのような経緯でシステム監査の仕事を始められたのでしょうか。システム監査でのご経験などご紹介願います。

小野：外資系のコンピュータ会社に入って、最初の 10 年は OS の開発に従事していました。システムの企画・管理と職種を広げていくうちに、作るだけでは物足りなさを感じるようになって、システム開発や導入のメリットを出すにはどうすればいいか、などと考えている頃、システム監査技術者試験が始まりました。開発現場の中にいるだけでなく外に出ようと、それなりの勉強もして、1987 年の 2 回目の試験を受験したら合格したのが、きっかけでした。

竹下：社内のローテーションみたいなものに

応募されたのですか。

小野：会社の中に職種についての希望を出す制度、いってみれば「FA 制度」のような制度がありました。1994 年にコンサルティング部門に異動したら、そこには、SAAJ でも馴染みのある先輩方にお会いしました。その部門でお客様へのシステム監査サービスも行っていました。これが、システム監査という仕事の始まりです。SAAJ には、試験合格後すぐに入会しました。

竹下：コンサルティング部門で活躍されるようになって、想い出のプロジェクトとありますが、いまでも印象に残る仕事のこまを教えてください。

小野：日本企業の海外現地法人のシステム監査したことがあります。2000 年頃でしたが、ヨーロッパのある国で監査を行ったのですが、文化の違いや考え方の違いに戸惑いました。ヨーロッパは総じてプライバシー保護に厳しく、メールのログを見てはいけないとか、会社が個人に対してどこまで干渉できるかという点で、日本との違いを実感しました。その後、東南アジアの国々でも監査を行いました。宗教や安全面での日本との違いを肌で感じました。

竹下：具体的には。

小野：当時、治安の悪かったある国では毎日行き返りにボディチェックされたり、イスラム系社員の多い土地では、仕事にお祈りの時間があることに驚いたり。

竹下：私も当時は、あちこち彷徨ってましたので、空港のロビーとかでお会いしていたかもしれませんね。Y2K 対応に

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 1. システム監査人の仕事紹介 | 1 |
| 2. 20 周年講演会案内 | 3 |
| 3. これからの 10 年アンケート速報 | 4 |
| 4. CSA - ホームページ紹介 | 11 |
| 5. 第 4 回内部統制セミナー報告 | 12 |
| 第 10 回システム監査実務セミナー報告 | 13 |
| 近畿会システム監査実践セミナー 2 日間コース報告 | 14 |
| 6. 個人情報保護研究会報告 | 18 |
| 7. 月例研究会報告 (130.132.133 回) | 24 |
| 8. 法人部会セミナー報告 (熊本県、千葉市) | 33 |
| 9. 理事会議事録 9.10.11 回 | 34 |
| 10. 韓国の電子政府法 | 42 |
| 11. システム監査研究会実践マニュアル | 46 |
| 12. 第 5 回及び 6 回内部統制セミナー案内 | 48 |
| 13. 金融庁の職員募集 | 50 |
| 14. エッセイ論文の募集 | 51 |
| 15. 編集後記 | 52 |

も参加されていたのでしょうか。

小野：監査の仕事だったのでY2Kではありませんでした。

竹下：その他にエピソードがありますか。

小野：ある進行中のプロジェクトの監査の支援を依頼された時でした。テストが始まっていて、監査ですから手続を評価したのですが、そのテストの進め方に改善すべき点があるという指摘をしたのです。そうしたら担当のプロマネが反発して、自分のマネジメントが悪いなら自分をプロマネから降ろして欲しい、と言い出してしまいました。監査を受けるのが始めてで、監査部門の方からプロマネに対し、監査の意義が十分に伝わっていなかったことが原因でした。説明をして、了解していただきましたが。

竹下：先に、監査の意義、監査人の役割、責任、権限を具体的に示しておかないと、後での対処が面倒になる典型例ですね。

小野：それから、監査報告書の書き方や、相手にあった内容を工夫して表現するようにしました。経営者には監査報告書のエグゼクティブサマリーを作るようにしたのもその頃からです。私もエンジニアだったので、具体的に数値で示し、IT関係の用語や細かな指標で説明しても、経営者の多くにはチンパンカンパン。むしろ同業他社との比較で、どこが強いとか弱いとか、大事な点を明確に伝えるように努力しました。

竹下：当時はまだITセンスを持った経営者がいなかった。

小野：情報システムだけでなく、その組織での課題や実態、今でいう成熟度を考慮して、また相手の反応を考えながら、何を指摘していくかを考えるようになりました。

竹下：今の経営者がITを学んだり、ITセンスを持った経営者を待つのもいいが、IT分野から経営分野に進出して欲しいという希望がありますが、いかがですか。

小野：内部統制というのは、まさに、そういう人材を求めています。経営者として、また経営者の参謀として内部統制を構築するのか、内部統制を監査するのか、どちらにしてもシステム監査が基本となり、時代と社会が要請する責任ある役割を担います。

竹下：同感です。さて、小野さんは、SAAJで法人部会の主査として活動され、今

回はSAAJ20周年プロジェクトの一環で”システム監査これからの10年アンケート”を取りまとめいただいております。法人部会での活動についても少し教えてください。

小野：SAAJの活動は個人会員が中心ですが、法人会員として入会されている企業も約35社あります。法人会員で法人部会を作り、主として、システム監査サービスを提供する企業側の視点から活動しています。多くの場合、システム監査を提供する相手は企業ですから、SAAJでの活動は法人会員にとってはシステム監査そのものに対する情報交換の場であり、会員である個人の監査人が監査技術を相互に研鑽する場でもあるわけです。会員は、個人事業者から大手の監査法人にいたるまで幅広いです。

今年は、千葉市、熊本県など自治体むけの情報セキュリティセミナーなどを開催し好評でした。たくさん種をまいたので、来年は芽が出てくると楽しみに活動しています。”これからの10年アンケート”については、今回はアンケート結果を速報として紹介し、次回にむけて分析を行っている最中です。

竹下：本日はご多忙中に、有難うございました。このようにインタビューしてみると、普段のメールでのやり取りと比べ、心あらたまる感じがするので不思議ですね。

小野：こちらこそ、振り返りの機会のような感じで、“これからの10年”の分析に活用します。

今日の監査人紹介：

小野 修一（おの しゅういち）

有限会社ビジネス情報コンサルティング 代表取締役。
早稲田大学理工学部出身。システム監査企業台帳登録企業、情報セキュリティ監査企業台帳登録企業

▼専門分野：業務改革、情報戦略立案、情報化計画策定、情報化投資対効果評価、内部統制構築・評価、情報システム監査、情報セキュリティ監査

▼資格：公認システム監査人、中小企業診断士、ITコーディネータ、技術士(情報工学)、

▼所属：日本システム監査人協会副会長・法人部会主査、中小企業診断協会東京支部理事

日本システム監査人協会 創立 20 周年記念講演会

日本システム監査人協会は、システム監査の社会的普及によって、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的として 1987 年に創立され、おかげさまでこのほど創立 20 周年を迎えることとなりました。これを記念しまして下記の通り記念講演会を開催いたします。

ご案内の通り、近年情報システムは社会インフラとして拡大の一途をたどっており、企業や行政機関等の諸活動に必要な不可欠な存在であることは言うまでもありません。同時に、情報システムの信頼性・安全性・効率性を確保することは極めて重要であり、システム監査人の必要性はますます高まりつつあります。このような状況を踏まえ、今回の記念講演会では、情報システムに関連する各界の第一人者の方々からご講演をいただき、システム監査の現状そして未来について議論ができればと考えております。一般の方も含め多数のご参加をお待ちいたします。

記念講演会への参加申し込みは、SAAJ ホームページから登録してください。

なお、当日の午前中に、SAAJ 総会を開催します。(会員の皆様へ別途、案内します)

- 日時：2008 年 2 月 18 日 (月) 13:00 ~ 17:00
- 場所：御茶ノ水 総評会館 (<http://www.sohyokaikan.or.jp/>)
東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 TEL:(03)3253-1771 (代)
(地下鉄千代田線新御茶ノ水 B3 直結)
- プログラム予定：
 1. 「内部統制と監査について - 会社情報の信頼性の確保と IT -」
(日本公認会計士協会会長 増田宏一氏)
 2. 「経営と IT」(株式会社東京証券取引所常務取締役)
(最高情報責任者) 鈴木義伯氏
 3. 「システム監査、これからの 10 年」
(日本システム監査人協会)
 4. 「システム監査人協会活動のご紹介」
(日本システム監査人協会)
- 講演会終了後、懇親会を予定しております。合わせて出席いただければ幸いです。
- 受講料：一般 2,000 円、日本システム監査人協会会員 無料
(懇親会費 (別途) 3,000 円)
- 参加ご希望の方は、HP (<http://www.saa.or.jp/>) に必要事項を入力して、申し込んで下さい。
定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
- 連絡先：特定非営利活動法人 日本システム監査人協会事務局
(東京都中央区日本橋茅場町 2-8-8 共同ビル (市場通り) 6 階 65 号
TEL:(03)3666-6341 FAX:(03)3666-6342
E-mail: saajkl@titan.ocn.ne.jp <http://www.saa.or.jp/>)

講師プロフィール

- 増田宏一氏：昭和 41 年新潟大学人文学部経済学科卒業。昭和 44 年公認会計士登録。平成 4 年監査法人朝日新和会計社代表社員 (現あずさ監査法人)。平成 13 年日本公認会計士協会副会長。平成 15 年金融審議会専門委員。平成 19 年あずさ監査法人退職。日本公認会計士協会会長。
- 鈴木義伯氏：株式会社東京証券取引所常務取締役 (最高情報責任者、システム本部長) および株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 (最高情報責任者、IT 企画担当)。1972 年日本電信電話公社入社、2004 年株式会社 N T T データ取締役リージョナルバンキングシステム事業本部長、2005 年 N T T データ・フォース株式会社代表取締役社長。2006 年 2 月株式会社東京証券取引所執行役員 (最高情報責任者) 就任。現在に至る

『システム監査こらからの10年アンケート』速報

当協会が創立20周年を迎えることから、現在のシステム監査、システム監査人、および当協会を取り巻く現状とこれからのあり方・進む方向について、会員および関心のある方々からご意見を頂戴すべく、掲題アンケートを実施しました。

皆様のご協力により、総数167名の方からご回答をいただきました。ありがとうございます。

現在、当協会内でアンケート結果の集計・分析、分析結果を踏まえた今後のあり方についての討議を行っています。本稿は、第1報として、回答の集計結果についてご報告するものです。分析結果およびそれに基づいた当協会の見解等につきましては、追ってご報告します。

●システム監査の普及

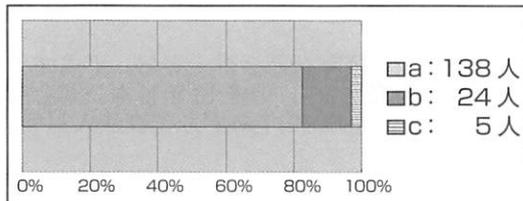
質問1 今後、日本国内において、システム監査は普及していくと思いませんか。

- a. そう思う。
- b. そう思わない。
- c. わからない。

ほとんどの人がaと回答しており(82%)、bの回答は15%であった。

aと回答した方の理由として、日本版内部統制報告制度(いわゆるJ-SOX)の施行により内部統制の必要性が増すことや、それに伴う内部監査の義務化をほとんどの方が挙げていた。それ以外の理由として「企業の社会責任を考える上で監査の必要性が増していること」「システムの信頼性・安全性・効率性の重要度が増すこと」「法律・規則などのコンプライアンス意識が高まっていること」が挙げられていた。

一方、bと回答した方の理由としては、「法的な裏づけがなく強制力がない」「システム監査の重要性・メリットなどの理解が浸透してない」などがあった。注目する意見として「システム監査」という言葉では経営者をひきつけられない、ISOの方がよりアピールしやすい、セキュリティ監査のほうが大事などという意見があった。

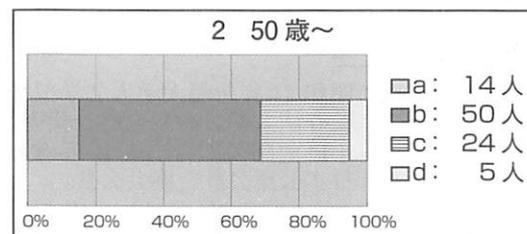
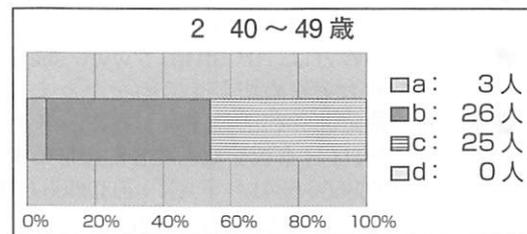
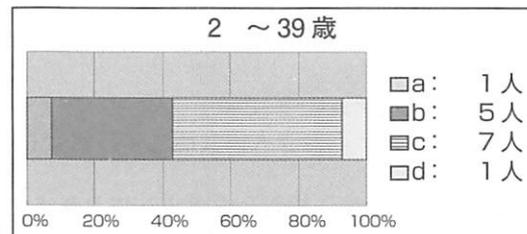
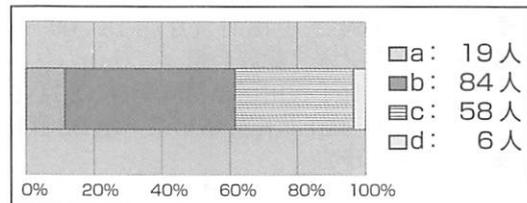


質問2 情報システムの企画・開発・運用・保守を行っているシステム管理者は、システム監査を意識したコントロールの整備を行っていないという意見

があります。この意見についてお考えをおきかせください。

- a. 多くのシステム管理者は、システム監査を意識している。
- b. システム監査を意識しているシステム管理者は多くない。
- c. システム監査を意識しているシステム管理者はほとんどいない。
- d. わからない

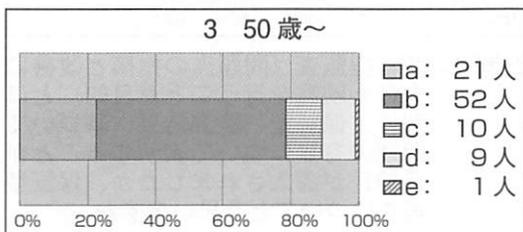
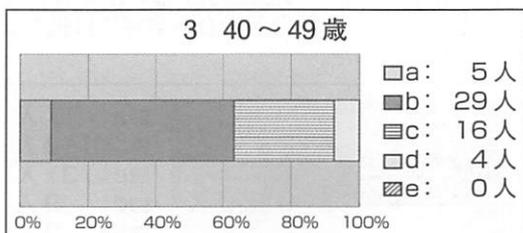
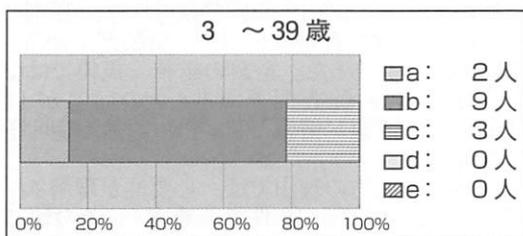
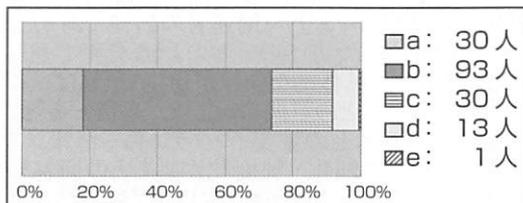
一番多い回答はbの50%であった。次に多いcの35%を含めると、85%の回答は「システム管理者はシステム監査を意識していない」という意見になる。aの回答は11%であった。年代別での回答の差を分析したところ、aは50歳以上が特に多かった。50歳未満の方ではcの回答が多かった。



質問3 システム監査と情報セキュリティ監査の関係についてお考えを、おきかせください。

- 両者の関係（違い及び重複する部分など）は明確になっており、必要に応じて、それぞれが実施されている。
- 両者の関係（違い及び重複する部分など）は明確になっていない。
- システム監査と情報セキュリティ監査を同じ監査と考えている人が多い。
- その他
- わからない。

一番多い回答はbの55%であった。cの18%と合わせると73%になる。aと回答した方は18%であった。年代的な分析では、aは50歳以上で多く、cは40代が多いという特徴がみられた。b、cに対しての回答者の意見としては、「受診側のニーズはそれほど明確に分かれているわけではないから区別する必要がない」、「現実システム監査はほとんどセキュリティ監査を含んでいる」などが多かった。



質問4 情報セキュリティの強化、個人情報保護対応、内部統制整備などの動向を受けシステム監査に対する期待は、

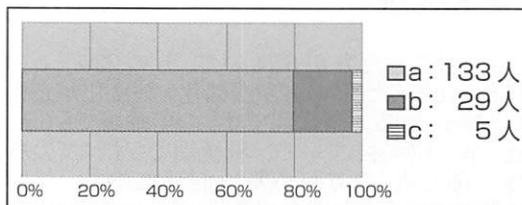
今後高まっていくといわれています。この意見についてお考えを、理由と併せてお書きください。

- 高まっていく。
- 高まっていくとは思わない。
- わからない。

今後のシステム監査に対する期待は、aの回答が80%であり、bの17%と合わせて質問1とはほぼ同じ傾向であった。

回答に関する意見では、質問1とはほぼ同じ傾向である。aの回答の理由として、企業経営における内部統制の必要性が増すことやそれに伴う内部監査の必要性が高まることをほとんどの方が挙げていた。また、セキュリティに対する社会的ニーズの高まり、法規制、J-SOX対応などの整備が進むこと、それに伴い第三者による「保証型監査が求められるようになる」という回答も多かった。コンプライアンス意識が高まっていること以外の理由として、「企業の社会責任を考える上で監査の必要性が増していること」「システムの信頼性・安全性・効率性の重要度が増すこと」が挙げられている。

一方、bの回答の理由として、「内部統制の一時的なブームがされば期待は消える」、「経営の現場は導入条件が整わず、時期早尚である」、「費用対効果が測定しにくいので、監査の期待がない」、「セキュリティ監査と一本化してしまえば、期待は高まる」などの意見もあった。



●システム監査制度

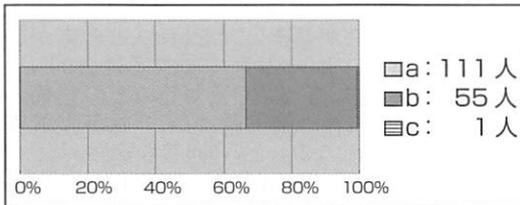
質問5 健全な情報化環境を構築・維持していくために、システム監査の実施は必要だと思いますか。理由と併せて、ご意見をお書きください。

- 不可欠である。
- した方がよいが、必要不可欠ではない。
- 必要ではない。

66%強の方がaと回答していたが、bと回答した方も33%近くいた。cと回答した方は1名であった。年代別では40歳未満でaと回答した方が79%と圧倒的に多く、40歳以上ではbが39%が多かった。また、職種別では経営者/部門管理者の73%がaと回答しているのに対し、情報セキュリティ関連者では43%がbと回答していた。

aの回答の理由では、第三者の立場から行う必要があるとの回答は35件であり、情報システムの信頼性、安全性確保という回答が26件あり、aと回答した半数以上が信頼性、安全性を確保するために第三者の立場から監査を行う必要があるとしている。また、内部統制やIT統制の一環として必要だとする意見は11件あった。

bと回答した理由の中では、企業規模により必要性が異なり経営者の判断で点検程度でもよいとの意見が25件あり、法的規制がないことや監査の効果や有効性が不明だからとする意見がそれぞれ5件あった。cの理由としては、現行の監査は形式的であるという意見があった。



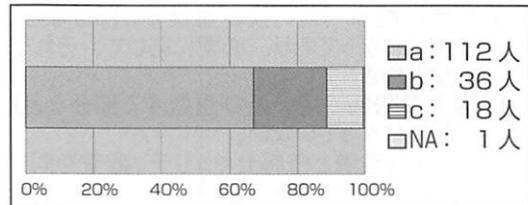
質問6 現在は任意監査であるシステム監査ですが、今後、次第に、法制化・制度化が進んでいくといわれています。システム監査の法制化・制度化は必要だと思いますか、ご意見をおきかせください。

- その通りだと思う。
- そうは思わない。
- わからない。

aと回答した方が67%いて、bの22%、cの11%と比べると多くの方が法制化・制度化が必要だと思っている。年代別ではどの年齢層でも65%近くがaと回答していて、職種別でもすべての職種で65%近くの方が必要と回答している。年齢や職種のあらゆる層の65%近くの方が法制化・制度化を必要と考えているという結果であった。

aの回答に対して、どのような法制化・制度化が考えられますかの質問には、社会的影響の大きな大規模システムに対して義務付けるべきだと回答した方が37件で一番多かった。その他には会計監査と関係させる意見が15件あり、またJ-SOXの一環とすることやJIS、ISOなどの認証と関係させるとの回答も合わせて15件あった。分野や方法は問わず何らかの法的規制が必要とする中には、第三者機関を作ることや、有資格者による監査とすべきなどの意見もあった。また、保証型監査の制度化が必要だとする意見も5件あった。

bの回答の理由およびシステム監査の普及にとつて重要な要件についての意見としては、企業や組織が自発的に行うものとの回答が11件で一番多かった。企業負担などもあり企業規模を考慮すべきとの意見が7件あり、法制化の目的や、監査の有効性が明確になっていないとする意見もあった。



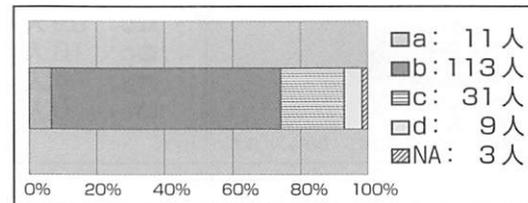
質問7 いわれている通り、システム監査の法制化・制度化は、今後進むと思いますか。

- かなり進むと思う。
- 徐々にではあるが進むと思う。
- 進むとは思わない。
- わからない。

aと回答した方は6%でかなり少なく、67%の方がbと回答した。しかしcと回答した方も18%あった。cと回答した方は40歳未満では36%で、職種別では情報セキュリティ関連者の27%であった。

a、bと回答した方への「どのような分野で進むと思いますか。具体的な分野が想定できれば、ご記入ください。」との質問に対して、通信、金融、交通、官公庁などの重要インフラに係る情報システムに対して法制化・制度化が進むとの回答が65件でa、bの回答者の半数以上であった。金融機関、官公庁と特定した回答はそれぞれ12件、7件あった。また大企業に対して規制がかかるとの回答も13件あった。企業の業種、規模ではなくJ-SOX、会計監査関連で進むとの回答が14件で、個人情報、情報セキュリティ関連との回答が9件あった。

cと回答した方の理由では、必要性が理解されていないとの回答が10件で一番多く、その他に行政に携わる方たちの認識度が薄いが4件あった。監督官庁の影響力が少ない業界では進まないとの意見もあった。

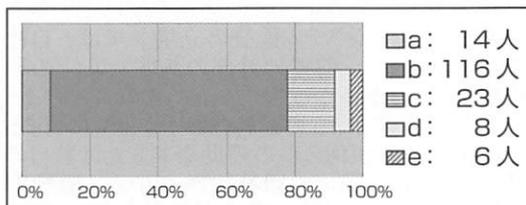


質問8 助言型監査（問題点の指摘と改善に向けた助言を行うことが目的）とは別に、保証型（監査結果に基づいて問題の有無について表明することが目的）が導入されましたが、保証型監査についてどう思いますか。

- 監査の形態として望ましいものであり、システム監査は助言型から保証型にシフトしていく。

- b. それぞれの狙いが明確であり、監査目的によって使い分けていくべきである。
 c. システム監査は保証型には適さない。
 d. その他
 e. わからない。

aと回答した方は8%と少なく、bと回答した方は70%近くいた。また、cと回答した方も14%近くいた。40歳未満の若い世代では29%がcと回答していて、40歳代の9%、50歳以上の13%と比べると、若い年代に保証型が適さないと考えている方が多かった。職種別では監査関連の方は17%がcと考えていて、経営層14%、システム管理関連8%、情報システム関連9%より多かった。その他として、保証型の定義がわかりにくく助言型の区別が明確でない、保証型の基準が明確でないため監査結果に監査人の個人差が出る、との意見があった。またbと回答した方でも、単純に保証型監査を実施するにはリスクが大きい、監査コストが増大する、など実施面で危惧する意見もあった。

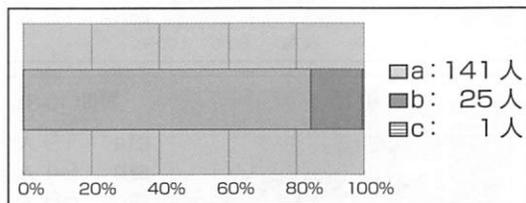


●システム監査の基準

質問9 経済産業省が公表している「システム監査基準」(以下「監査基準」)を知っていますか。

- a. 内容も理解している。
 b. 存在は知っているが、内容はよく知らない。
 c. 知らない。

aと回答した方は全体の約80%を占め、bも含めるとほぼ100%の認知度であった。aの比率を年代別で見ると40歳未満が約60%と低いが、年齢が増すに従い比率が高まっている。職種別では「経営者/組織部門管理者」「システム監査/監査」従事者の比率が約90%と高く、「システム管理」「情報セキュリティ関連」従事者が約80%であった。



質問9-1 「監査基準」はシステム監査を実施するうえで有効な基準だと思いますか。

- a. そう思う。
 b. そうは思わない。
 c. わからない。

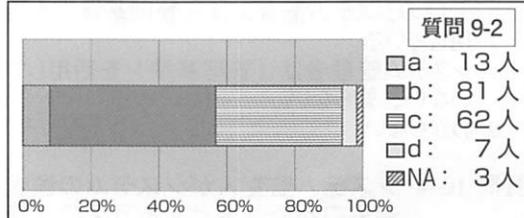
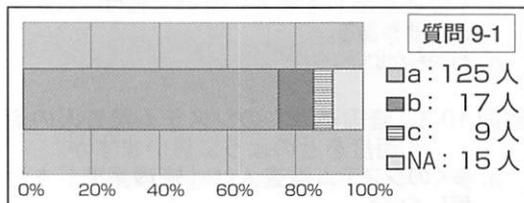
質問9-2 システム監査を実施するうえで、「監査基準」は十分な内容でしょうか。

- a. 「監査基準」だけで十分。
 b. 不十分で「補助資料」が必要。
 c. 「監査基準」を参考に、監査目的・監査対象に合わせた基準を独自に設定する必要がある。
 d. わからない。

質問9-1の「監査基準」の有効性については、aの回答が75%で大多数が有効と考えている。「有効でない」という意見の中には、「監査基準は最初の一步であり、各企業で咀嚼して用いるもの。」「業界によってはさらに詳細な監査基準が必要だから。」といった意見があり、まったく有効でないということではない。しかし、有効としながらも内容が十分かという点、質問9-2で補助資料が必要という回答が約半数、監査基準を参考に目的や対象に合わせて設定する必要があるとしている方が37%、全体では86%の方が「監査基準」で十分とは見ていない結果となった。

職種別に見ると、「情報セキュリティ関連」従事者は補助資料を必要とする傾向が強く(61%、平均は49%)、「システム管理」従事者は「監査基準を参考に」独自に設定とする傾向が強かった(52%、平均は37%)。

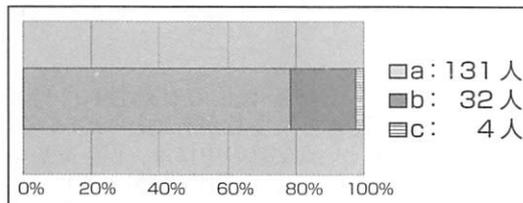
質問9-1でbと答えた方で他にシステム監査を実施する上で有効な基準としては、FISCの「金融機関等のシステム監査指針」や「COBIT」等を挙げられていた。



質問 10 「システム管理基準」(以下「管理基準」)を知っていますか。

- a. 内容も理解している。
- b. 存在は知っているが、内容はよく知らない。
- c. 知らない。

「管理基準」は「監査基準」と同様に、ほぼすべての回答者に認知されている結果であった。年代別についてもほぼ同様な傾向であった。職種別には、「経営者/組織部門管理者」が「内容も理解している」という比率が「監査基準」については約 90% であるのに対し、「監理基準」については 76% と下回った。



質問 10-1 「管理基準」のシステム管理者の活用度をどのように思いますか。

- a. 多くのシステム管理者は「管理基準」を活用している。
- b. 一部のシステム管理者は「管理基準」を活用している。
- c. システム管理者は「管理基準」を活用していない、知らない。
- d. わからない。

質問 10-2 情報システムの企画・開発・運用・保守を実施するうえで「管理基準」は十分な内容ですか。

- a. 「管理基準」だけで十分である。
- b. 「管理基準」だけでは不十分で補助資料が必要である。
- c. 「管理基準」を参考に基準を独自に設定する必要がある。
- d. わからない。

質問 10-3 「管理基準」のシステム監査人の活用度をどのように思いますか。

- a. 多くのシステム監査人は「管理基準」を活用している。
- b. 一部のシステム監査人は「管理基準」を活用している。
- c. システム監査人は「管理基準」を活用していない、知らない。
- d. わからない。

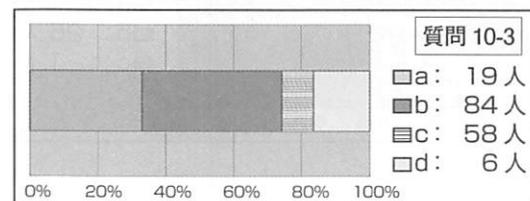
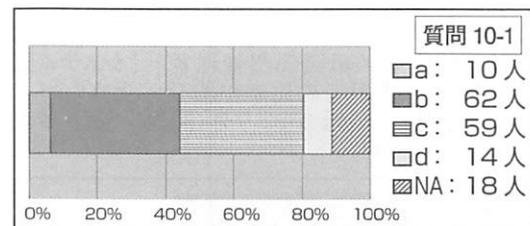
質問 10-4 システム監査人がシステムの監査結果の判断基準とするうえで「管理基準」は十分な内容ですか。

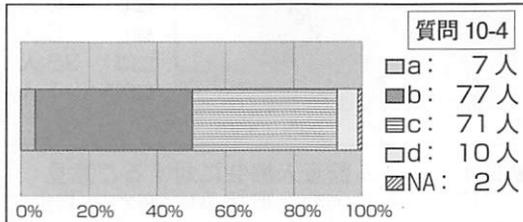
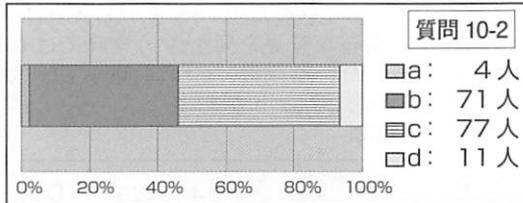
- a. 「管理基準」だけで十分である。
- b. 「管理基準」だけでは不十分で補助資料が必要である。
- c. 「管理基準」を参考に基準を独自に設定する必要がある。
- d. わからない。

この質問群では、「管理基準」について「システム管理の立場」と「システム監査の立場」それぞれの活用度を評価してもらった。質問 10-1、質問 10-3 によると、「システム管理の立場」では一部も含め活用しているとしていると見ている回答が 44% であったのに対し、「システム監査人」は 74% が活用していると見ており、差が大きかった。質問 10-1、質問 10-3 で b または c と回答した方がどのような基準・ガイドを使用しているかとの質問には、「システム管理の立場」では自社の基準という回答がかなり目立った。中にはレガシーの基準、ベンダーの手法といった回答もあった。一方、外部基準とした方では、COBIT、ISO9000、ISO27001、ISO20000、ITIL、FISC の「安全対策基準・解説書」などの活用を挙げている方が多かった。「システム監査の立場」では、自社の基準は少なく、前述の外部の基準・ガイドの利用を挙げる方が多かった。

質問 10-2 では、a の回答はわずか 2% に留まった。90% の方が何らかの補助資料または独自の基準が必要であるとの回答となっていた。職種別には、情報セキュリティ関連が管理基準 + 補助資料という傾向が強く、他の職種では管理基準を基にアレンジした独自基準を求める傾向が強かった。b と回答した方の補助資料としては、「管理基準の解説書やツール類が必要である」という回答が多かった。挙げている基準はほぼ質問 10-1、質問 10-3 と同様であった。

質問 10-4 では 88% 強の方が何らかの補助資料または独自の基準が必要だとしていた。回答の傾向は質問 10-2 と類似しており、補助資料としても、「管理基準の解説書やツール類が必要である」という回答が多かった。



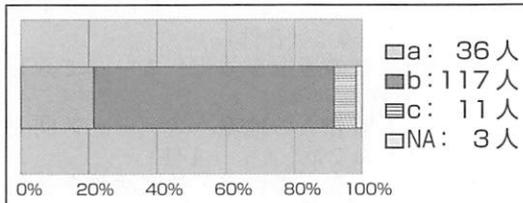


●システム監査の技術・視点

質問 11 システム監査を実施するうえで必要な技術（システム監査技術）の種類、内容、その活用方法を知っていますか。

- 理解しており、十分に活用できる。
- 概ね理解しているが、十分活用できるには至っていない。
- よく知らない。

aの回答が約20%、bの回答が約75%であった。年代別での差異はあまりなかった。



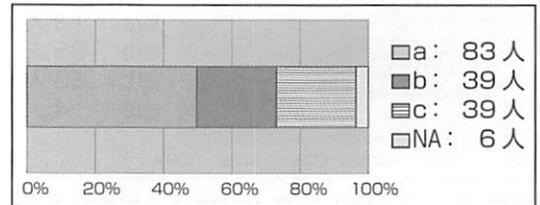
質問 12 システム監査の視点として、信頼性、安全性、効率性の3つがいわれられていますが、これ以外に重要と思われる視点があればご記入ください。

- ある。
- ない。
- 分からない。

aの回答が約45%、bの回答が約20%であった。cの回答が約20%と多かった。

aと回答した方に、どのような視点が重要かを答えていただいているが、有効性（有用性、投資効果性、合目的性、戦略性なども含めて）が50件強で際だって多かった。続いては、日本版内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX）の影響から、準拠性・準法制（コンプライアンス）が約20件挙げられた。さらに、情報セキュリティの視点（機密性、完全性、可用性）が15件あった。その他、ITガバナンス、CSR、成熟度などの観点からシ

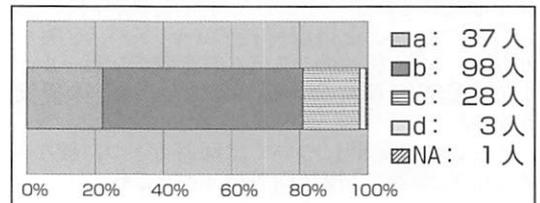
ステム監査の視点を整理すべきという意見もみられた。



質問 13 情報技術（IT）の進歩は目覚ましいものがありますが、システム監査人がシステム監査を行ううえで望ましい姿勢について、ご意見をおきかせください。

- 最新のITについての知識を身につけ、技術面からの監査ができるようになる。
- 最新のITについて目を向けることは重要であるが、技術面からの監査は場合によっては専門家の力を借りて実施する。
- システム監査人はマネジメント面からの監査に力をいれ、技術面からの監査は専門家の力を借りる。
- 分からない。

a、つまりマネジメント面・技術面を含めて1人で監査を実施すべきという回答は約20%であった。bの回答が約60%で最も多かった。年代別では、bの回答が40歳未満で38%、40歳代で61%、50歳以上で62%と、年代が高くなるほど増えている傾向が見られた。cの意見も約20%あった。



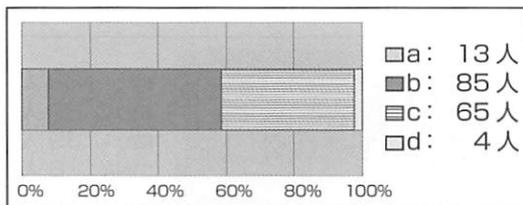
●システム監査人

質問 14 情報化社会の中で「システム監査人」はどのような役割を果たす人なのか、明確になっていると思いますか（会計監査人、監査役、内部監査人などとの棲分けなど）。

- 明確になっている。
- 大体のイメージはできているが、具体的にはなっていない。
- 明確になっていない。
- 分からない。

aの回答は、10%以下であった。bの回答が約50%、cの回答が約40%で、システム監査人

の役割・存在の不鮮明さが浮き彫りになった。

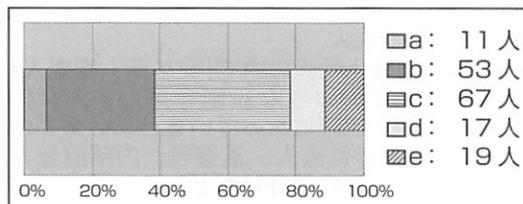


質問 15 システム監査人の育成・供給について、もっとも必要と思われるものはどれでしょうか。お考えを、お書きください。

- さまざまな施策、制度が設けられており、ニーズに合わせて活用することで、システム監査人の育成は可能である。
- さまざまな施策、制度があるが、システム監査人育成のロードマップが見えないので、策定する必要がある。
- 知識面からの育成と実務面からの育成を明確にした施策、制度が必要である。
- システム監査関連の各種団体がやっている認定制度の違い、特徴などを明示する必要がある。
- その他

a、つまり現状の施策・制度の中で育成可能という回答は、10%以下であった。多くの方が、何らかの取り組みが必要ということで、bの回答が30%強、cの回答が約40%であった。その他で具体的なご意見をいただいております。法制度・制度化を前提にそれとリンクした人材育成策が7件、育成ロードマップ・資格取得後のキャリアパスを明示が5件、経営者へのシステムの意義のアピールが4件、監査実務機会の提供が4件、などの提案があった。

なお、この質問については回答が1つに絞り込めるものではなく、複数回答にすべきであった。

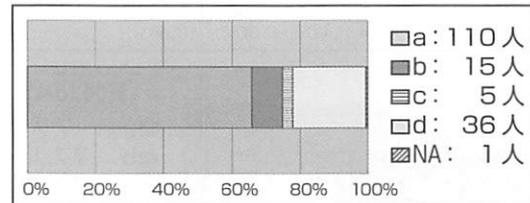


●最後に

システム監査の普及・充実化にとって最も大きな要素は、本アンケートの項目の中でどれだと思いますか。

- システム監査制度
- システム監査の基準
- システム監査技術
- システム監査人

4つの中から1つを選ぶというかなり厳しい質問であったが、明確な意見を伺うという意味では有効な質問であった。結果は、aが約65%で圧倒的に多く、dが約20%、bが約10%であり、cは5%以下であった。



●日本システム監査人協会に対するご意見

当協会の事業内容、取組みについて、自由にご意見を出していただいた。全部で60件強のご意見をいただいたが、大別すると、次のような意見が多くあった。

- ・システム監査の意義を広くアピールし、システム監査の普及啓発に繋げて欲しい。(12件)
- ・システム監査の法制化、制度化に積極的に取り組んで欲しい。(7件)
- ・他団体との交流を促進して欲しい。(7件)
- ・研究会活動・広報活動の充実を期待したい。(7件)
- ・当協会の知名度・認知度を向上させて欲しい。(6件)
- ・会員へのビジネス機会・活動の機会を提供して欲しい。(5件)
- ・政府機関との連携を強化して欲しい。(5件)
- ・システム監査人の地位・ステータス向上に取り組んで欲しい。(4件)
- ・システム監査人の育成・教育活動を強化して欲しい。(4件)
- ・会員同士の交流の場を増やして欲しい。(4件)
- ・当協会の体制強化を図って欲しい。(4件)

「CSAのページを新しくバージョンアップしました」

CSA 利用推進担当理事 力 利則

毎度お世話になります。CSA 利用推進担当の力です。

SAAJ 会員メール、CSA メンバーメールで連絡しておりますが、SAAJ の HP において、公認システム監査人 (CSA) に関して、より分かりやすくかつ内容も充実させるために、CSA のページを大幅に拡充して、更新しました。

そう、CSA のページを新しくバージョンアップしたのです。

CSA の皆様に、また CSA を目指す方、CSA の活用を検討される方に、CSA の経験能力を活用するためのノウハウを提供するよう、今後も改定を続けていきますので、HP のリニューアルを是非確認してください。また、SAAJ 会報と連携をとり、CSA の活動記事を紹介していきますので、積極的な投稿をお願いします。

<CSA サイトの主な変更点>

- (1) CSA のページを見る方によってページを大きく分け内容も分けました。
 - ・ CSA の資格を目指す方へ
 - ・ CSA の資格をお持ちの方へ
 - ・ システム監査を依頼する方へ
- (2) HP にプルダウン及びカード形式を採用して動きのある構成で探しやすくしました。
- (3) 新メニューとして、CSA レポート (体験記) をスタートしました。
- (4) CSA、ASA の名簿を地区別に検索しやすく (各地区のトップにリンク) しました。

現状の CSA 関連の HP 情報は、そのまま移行し、見やすいよう修正もしています。ぜひご覧下さい。

| CSA トップ | | CSA の資格を目指す方へ | CSA の資格をお持ちの方へ | システム監査を依頼する方へ |
|----------------------|--|--|----------------|---------------|
| 公認システム監査人 (CSA) 関連 | | 公認システム監査人 (CSA) 関連トップページお知らせ | | |
| 公認システム監査人認定制度について | | <ul style="list-style-type: none"> ・ CSA 関連ページが新しくなりました (2007/12/7) NEW ・ 公認システム監査人名簿およびシステム監査人補名簿の更新 (2007/12/4) UPDATED ・ 平成 19 年度 公認システム監査人及びシステム監査人補の更新手続きについて (平成 16 年度認定者) (2007/11/1) ・ 平成 19 年度秋期 公認システム監査人およびシステム監査人補の募集について 平成 19 年度の秋期募集は、締め切りました。 なお、次回の募集の公告は、12 月下旬の予定です。 (2007/10/31) | | |
| CSA パンフレット (PDF) | | | | |
| 公開名簿 | | | | |
| 公認システム監査人 (CSA) | | | | |
| システム監査人補 (ASA) | | | | |
| CSA レポート・体験記 (投稿募集中) | | | | |
| CSA 入札条件の依頼文例 | | | | |
| 特別認定講習機関について | | | | |
| リンク・資料 | | | | |
| 参考情報リンク | | | | |

CSA 関連トップページへは、SAAJ (<http://www.saaj.or.jp/>) の画面の左側の「公認システム監査人 (CSA) 制度」から入ります。

最後になりましたが、本改訂は CSA 利用推進担当理事の皆様と、会報担当理事、そして HP 運営を委託している UIS (ユニバーサル・インフォメーション・サービス (株)) に助言アドバイスを頂いております。この場を借りて御礼申し上げます。以上

第4回内部統制セミナー in 幕張 実施報告

事例研究会 No.750 畠中 道雄

去る12月8・9日、幕張OVTAにて第4回内部統制実践セミナーが開催されました。

内部統制実践セミナーは、講師が被監査企業の現場管理者・担当者、受講者が内部監査部長の依頼を受けた監査人となって、ロールプレイング形式で実施されます。

今回のセミナーは、社内で内部統制の構築や評価に携わっている方が多く参加されている一方で、セミナー構成や教材を大幅に見直したこともあり、講師陣としてはかなり緊張して臨むことになりました。

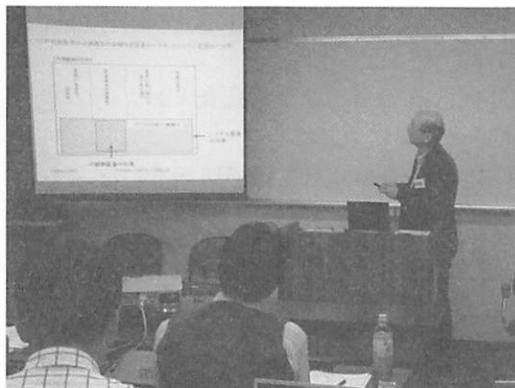
以下に今回の実施内容をご報告いたします。

1. 開催概要

- (1) 日時：2007年12月8日（土）10時
～12月9日（日）17時
- (2) 場所：千葉市美浜区 OVTA
- (3) 受講者数：10名（申込11名）
- (4) 講師（敬称略）：
鈴木実、三橋潤、沼野伸生、畠中道雄
- (5) 参加費：会員 84,000円、
非会員 105,000円

2. スケジュール

- <12月8日（土）>
- 10:00～10:30 開会
 - 10:30～11:30 講義1 内部統制監査基礎知識
 - 11:40～12:10 講義2 演習課題説明
 - 13:30～14:30 トップインタビュー準備
 - 14:30～15:30 トップインタビュー
 - 15:40～16:10 講義3 IT業務処理統制
 - 16:10～17:00 IT業務処理ヒアリング準備
 - 17:00～18:00 IT業務処理ヒアリング
 - 19:00～19:50 ヒアリングのまとめと発表
 - 20:00～20:50 IT全般統制ヒアリング準備
 - 21:00～ (懇親会)



講義 セミナーが始まります

<12月9日（日）>

- 7:30～ (朝食)
- 9:00～10:00 IT全般統制に係るヒヤリング
- 10:00～11:30 ヒヤリングのまとめ、発見事項洗出
- 11:30～12:00 講義4 演習のまとめと関連
- 13:00～14:00 講評会準備
- 14:00～15:00 講評会
- 15:10～15:40 講師講評
- 15:40～16:00 アンケート、閉会

3. 受講者の声

(1) 受講者アンケート（抜粋）

- 時間：よい1名、まあまあ7名、不足2名
- 日程：よい6名、もう1日4名
- 講師対応：よい10名
- 金額：安い1名、まあまあ7名、高い2名
- 課題：よく出来た:45%、まあまあ:45%、難しかった:10%
- 達成度：十分3名、まあまあ7名

4. 講師雑感

(1) セミナー講評

資料間の不整合を残してしまい、準備不足は否めない今回のセミナーでしたが、その不具合をもともしない受講生の皆さんの活発な議論と真剣な取り組みで、概ね受講目的を達成していただくことが出来て安心しております。

4回目にしてようやく、内部統制セミナーの構成と教材が固まったように思います。今後はこれをベースにしてさらに見直しを続け、事例研究会ならではのセミナーにしていきたいと思っております。



チーム演習 真剣な議論が続きます

第4回内部統制監査実践セミナーを受講して

富士通株式会社 岩本 希弥香

12月8日、9日に幕張OVTAにて開催された第4回内部統制整備・監査実践セミナーを受講しました。企業に所属する内部統制事務局の方や、コンサ

ルタントの方など様々な業種から10名が集結し、2グループに分かれて課題に取り組みました。最初に、内部統制とIT統制監査に関する基礎知識の講義があり、IT統制監査とシステム監査の違いや、IT統制監査におけるポイントを解説して頂きました。次に演習では、IT統制監査の実務体験ということで、トップインタビューから始まり、RCMなどをもとに営業部長やシステム部長へのヒアリング、その結果を受けて問題点・発見事項の抽出、改善事項の検討を行っていきました。演習の対象企業は、実際に過去に監査された企業をベースに修正されているとすることで、会社概要や十数種類もの規程類、業務ごとの3点セットなど100ページ以上に渡るものでした。また、監査対象は、IT全社統制、IT業務処理統制（販売管理業務）、IT全般統制と、まさに実際のシチュエーションながらで、広範囲に及ぶものでした。最初は、ベースとなる資料が大量であることに加え、私自身、監査業務に不慣れということもあり、どこから手をつければよいのだろう。と戸惑いもありましたが、メンバーの方々と意見交換するうちに、次第に打ち解けていきました。テーマごとにかなり詳細部分まで突っ込んだ議論を展開していき、どこに問題があるのだろう、改善事項は何か、どこまで改善対応するべきか、優先順位は? など、様々な意見が活発に飛び交う状況でした。最後に、まとめのトップへの講評会（監査報告）では、グループで改善提案の内容や表現が全く異なり、「企業の規模を勘案して比較的良く整備されている」という意見もあれば、「規定や文書類が不整合でありこのままでは監査できない」、という厳しい意見もあり、監査人によりかなり評価が分かれるものだと思感しました。

今回のセミナーは、来年4月の日本版SOX法施行目前ということで、企業に所属する内部統制事務局の方にとって、まさに残された時間をどう有効に過ごすかという切実な状況であり、特に熱のこもった議論となっていたのだと思います。また、そのような時期だからこそ、現場の方ならではの悩み、コンサルや監査人への期待などの本音をお聞きすることもでき、他ではなかなか体験することのできない貴重な経験であったと思います。

演習では、IT全社統制、IT業務処理統制、IT全般統制での文書の閲覧とヒアリングという、整備状況評価フェーズのIT統制監査の体験でしたが、「法定監査」という位置づけから、一つ一つの監査がいかに大変であり、かつ、重要であるかが実感できました。さらに、またその先の運用状況評価フェーズも同様に重要な監査であると思います。

これまで実務では、内部統制を進めるために何が必要か、被監査側から監査をどう乗り切るかという視点から取り組んできましたが、このセミナーで学んだ監査経験や内部統制監査のポイントをもとに、これから内部統制のビジネスへの考え方を広げていきたいと思えます。

改めまして、講師の皆様、受講者の皆様、2日間どうもありがとうございました。

第10回システム監査実務セミナー開催結果の報告

No.1280 高橋 邦明

第10回システム監査実務セミナーが、さる9月1～2日、8～9日の4日間に渡り、千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目1番地の海外職業訓練協会において開催されました。

今回は、受講者12名、講師4名の合計16名の参加を得て、成功裡に開催することができました。

以下、その実施結果概要についてご報告いたします。

1. システム監査実務セミナーの特色

システム監査実務セミナーの特色は、事例研究会が「システム監査普及サービス」として実際にシステム監査を実施した被監査企業の監査事例をベースとして教材を作成し、実際には4～6ヶ月かけて実施したシステム監査の実際を4日間に凝縮して、実地に体験してもらうという、極めて実践的な演習を主体としたセミナーとなっていることです。

受講者3名で1つの監査チームを形成し、システム監査個別計画書の作成からシステム監査報告会に至るまで、チームのメンバーが協業して、システム監査手順を実地に体験することになります。

システム監査の実際を体験できるだけでなく、さまざまな経験や技術を持っている他の受講者との密度の濃い協力を通して、10年来の既知の友人のような関係を創ることができ、この点だけをとても一度参加してみる価値がありそうです。

システム監査を実際に経験したことのない方には、是非1度参加されることをお勧めいたします。

2. 今回のセミナーの日程

今回も、過去のセミナー同様、システム監査個別計画書の作成（事前学習）、予備調査、本調査、さらには監査報告書の作成を経て監査報告会までを、1泊2日（約15時間）×2回で体験してもらいました。

第1日目の日程が終了した夜9時過ぎからは、受講生と講師が入り交じった懇談会も催され、日ごとの業務などの話に花が咲きました。

3. 受講者について

今回は、12名の方々にご参加をいただきました。非会員4名、会員8名の参加者のほとんどの方は、システム監査経験が無く、普段はなかなか実施する機会のないシステム監査とはどういうものなのか、体験をしていただくことができたことと好評をいただきました。

受講者の受講の目的では、勉強のためもしくは実務のための準備とした方が9名であり、経歴のためとした方3名を大きく引き離し、会員の方々の意識の高さが伺われました。

その受講目的が達成されたかどうかについて伺ったところ、十分達成されたとする方が8名、まあまあ達成されたとする方が3名で、一応の満足は頂いたものと考えております。

4. 教材について

事例研究会が実施したシステム監査普及サービスでのシステム監査事例をベースとして教材を作成しており、今回の教材は、「現在までのシステム化・情報化の妥当性評価」及び「新情報システム企画の情報戦略と情報化計画の妥当性の評価」が監査テーマとなっている事例を使用しました。

5. 講師について

講師は、システム監査技法などに関する説明やセミナー終了後の講評を行うほか、被監査企業の役員や従業員に扮し、システム監査人となった受講生から、予備調査及び本調査時の質問に回答したり、システム監査報告会の際にはシステム監査人に質問をするなど、実践的な役割も演じました。

今回の講師は、事例研究会のメンバーの中から、次の4名が担当しました。

富山伸夫 小倉道雄
三輪智哉 (事務局担当) 高橋邦明

6. 受講結果アンケートの集計結果について

今回受講された8名のうち、監査経験のある方は1名、ない方が11名となっており、またSAAJの会員が7名(法人会員を含む)、非会員の方は5名となっています。

また、ITコーディネータの資格を保有されている方が1名、CISAの資格保有者が3名、中小企業診断士が2名、公認会計士の方が1名おられ、システム監査を専門としていない方へのシステム監査の普及の意味でも重要な役割の一端を担っているという感想を得ました。

一方、本セミナーの難易度について聞いたところ、課題によっては、難しかったと回答される方が半数以上に達しており、今後のセミナーの課題毎の内容等について、考慮しなければならない点もあろうかと思えます。

一方、本セミナーを受講しての目標達成度については、十分に応えた方は8名、3名の方がまあまあであると回答しており、12名中11名の方がそれなりの成果を取得できたものと考えています。

受講料については、高いと回答された方が3名いたのに対し、ちょうど良いと回答された方が7名、安いと回答された方は2名で、拮抗しております。

7. 実務セミナーの今後

事例研究会が主催して実施する本セミナーは、協会の特定非営利活動法人化に伴いこれまでセ

ミナーをより強化して誕生してから、毎年4～5回の開催実績があり、協会の常設的な活動として定着したものと考えています。

しかし、ITの世界はシステム技術や利用形態の変化がめざましく、これに対応したシステム監査の方法も日々変化せざるを得なくなっています。

そのため、本セミナーを今後も続けていくためには、これからのシステム監査に即応した教材の改訂や製作が重要であると認識しており、「システム監査サービス」を受けていただく被監査企業を発掘し、新たな監査事例の実践を積み重ねていくことが不可欠です。最近、システム監査普及サービスを希望される企業の件数が少なくなっていますので、会員の皆さんから、システム監査を受けたい企業のご紹介をいただければ幸いです。ご協力をお願いいたします。

システム監査実践セミナー2日間コース (近畿支部主催) 報告

神尾博

【セミナー概略】

開催要領については、当会報の2007年8月号に掲載されているので、そちらを参照されたい。ここではスタッフの一覧とカリキュラムの概略をお伝えする。

<スタッフ>

吉田博一、浦上豊蔵、中谷正明、木村安寿、鈴木章彦、中村謙一、関西康一郎、尾浦俊行、藤野正純、神尾博 (順不同・敬称略:開催当日参加者のみ記載)

<1日目:2007年11月23日>

(1) 開会セレモニー

- ①開会挨拶
- ②講師紹介/セミナースケジュール説明
- ③事務局からの連絡事項
- ④受講者自己紹介

(2) 講義-1) システム監査の動向(最近の動き)

: 木村安寿氏

(3) 講義-2) ケースおよび演習課題説明

: 中谷正明氏

(4) 演習課題/ケース説明

・ 今回のシステム監査テーマ

(5) 演習-1 解説

(6) チーム編成/チーム部屋割発表

(7) 監査人チームリーダー選出/背景共通認識/監査手順確認

トップインタビュー申請

トップインタビュー向け「質問票」作成

(8) インタビュー(その1) …社長、管理部長

(9) 監査テーマ・監査対象・監査範囲の検討 - 監査計画書作成

(10) 発表(その1) …監査計画書

- (11) 講評・コメント (その1)
- (12) 演習-2 解説
- (13) 監査テーマ・監査対象・監査範囲の再検討
- (14) インタビューリスト作成 (現場インタビュー用)
インタビュー申請 (電算課長、店長3名)
- (15) 懇親・情報交換会
- <2日目:2007年11月24日>
- (16) 演習-3 解説
- (17) インタビュー (その2)
…情報システム課長、店長3名
- (18) インタビュー結果の整理・課題抽出/
改善提案検討
- (19) 監査報告シナリオ検討・報告資料作成
- (20) 発表 (その2) …監査報告会
- (21) 監査報告に対する討議 (チーム相互)
- (22) 質疑応答 (全体を通して) / 全体講評 (各講師寸評)
- (23) Z 社事例概要紹介
- (24) 課題論文説明
- (25) 受講感想・コメント
- (26) アンケート記入・提出
- (27) 閉会セレモニー
・閉会挨拶

【セミナー手記～晩秋の須磨浦にて】

晩秋の小春日和の朝、準備作業のため受講生に先駆けて、スタッフ一同は JR 垂水駅からの送迎バスに揺られ、ジェムズ山の高台にある三洋電機研修センターへ向かう。この風光明媚な会場は、浦上氏のご尽力により確保頂いたものである。到着後の研修室からの紅葉、須磨の海、明石大橋の景観に見とれる間もなく、受講生を出迎えよいよ2日間のセミナー開始である。

まずは開講の挨拶後、講師・スタッフ・受講生の自己紹介。次に木村氏による「保証型監査」に関する講義である。「保証」とは未来永劫に渡って問題がないと断言するのではなく、過去から現在の、ある一定期間の観察により、おそらく大丈夫であろうと推察するものである、といった説明があった。氏の主張では、結婚したい相手の選択にも当てはまるそうだ。残念ながら受講生の中に、あの「別に……」の尻尻エリカの姿は無い。

続いての中谷氏による「システム監査の進め方」の講義と、ロールプレイング手順の説明、そして受講者たちの共同作業である「監査計画書」の作成、発表と進む。4人ずつの2チームという構成だが、横で聞いていても、即席とは感じさせない共同作業体制となるのに、ほとんど時間を要さないのは流石だ。また中身はともあれ、体裁面ではプレゼンも無難にこなしている。もともとこの辺はビジネスマンの基本能力であり、問題はシステム監査人としての (完成されてなくても良いから) 資質をいかにアピール出来るかである。

さらには中谷・中村両氏の演じる、社長と管理部長へのインタビューが始まる。どうやって相手から本音を引き出せるかがこの演習のテーマだが、千両役者コンビは手練手管な台詞で、なかなか尻尾をつかませない。今回は「トップインタビュー議事録」資料を配布し、彼らが追求しきれなかった裏事情を穴埋めするが、明日の第2次インタビューは自力で突破しなければならない。

第2次インタビュー計画で1日目の課題を一通り終え、21時からの懇親会では、名刺の交換だけでなく、システム監査論から身の上話までの幅広い交歓が、深夜まで続いた……との事。というのは、私は自分の部屋で、吉田氏 (近畿会支部長) は懇親会場ですでに夢の中。翌朝、寝ぼけ眼の藤野氏が「昨晩は、こうあるべきとか、監査の理念の話がすごかった」と語ったのは、階段横のリネン室 (シーツなどを保管する部屋) の前だった。

2日目の午前中には、ロールプレイングで店長役をやらせて頂いた。このプロジェクトの中心的な役割を担って来ながら、事情により当日のスタッフとして参加できなかった岡谷氏も、Z社の設定の中でしっかり登場させた。受け答えの中で色々ヒントを織り交ぜているのだが、今ひとつ反応が鈍いので少し苛立つ。それにしても同じ店長役でも、関西 (せきにし) 氏や尾浦氏は、「ランって何ですか?」とか、次から次と饒舌に創作が出てくるものと舌を巻いた。ちなみに「ラン」は「LAN」ではなく、関西氏行きつけのラウンジのホステスである事は、想像に難くない。

最後の演習課題の監査報告会では、受講生は社長役の中谷氏からの「これでは監査費用の〇〇万円は払えない」との一刀両断の寸評にたじろぎながらも、閉講前のひとことには「自分に欠けている部分がよく分かった。必ず乗り越えてやる」といった覇気が溢れていた。ややもすればマンネリに陥りがちな我々スタッフに、初心を喚起させていただけで感謝に絶えない。後日提出頂く課題論文の説明では、鈴木氏の「事前配付資料は熟読しておけ、そして前もって送付した意図も考えておけ」といった後進への愛情溢れるアドバイスも、グッジョブだった。

振り返れば、今回の受講生は全体的に質が高く、プロジェクトの進め方、チームワーク、書類のまとめ等は、間違いなくその辺のホワイトカラーの平均値を凌駕していた。ただしシステム監査人の特質の中で、他の職種より遙かに高レベルが求められるところの、洞察力はまだまだ発展途上のように見受けられた。今後のレベルアップを期待したい。捲土重来、彼らならやってくれるだろう。

閉会セレモニーも含め、何とか無事に終了。その夜のスタッフ一同の反省会は、三宮駅高架下の飲み屋で盛り上がり、また来年の開催を期して幕を閉じた。

最後に、このセミナーの開催に向けた準備にご尽力いただいた、岡谷亨、深田哲信両氏にはこの場を借りてお礼を申し上げたい。

(神尾博)

【スタッフの声～セミナーを終えて～】

あろうことか、管理部長役を頂戴しました。藤野氏からボケてもいい役と聞いて、気楽にやらせて頂きましたが、今もって、演技だったのか正味だったのかが判然としません。しかし、ボケ役者もなかなか面白いですね。まあ、それはともかく、雑用をこなしながらも、過去に2回受けたセミナーの講師側のご苦労に改めて感謝致しました。それに、もう一つ有り難く感じましたのは、今回やっと会計監査とシステム監査のアプローチの類似点が分かりはじめ、理屈ではなく少し頭になじんできたかなと感じたことです。ありがとうございました。

(中村謙一)

外にいるのがもったいないくらいの秋の日。しかし、それよりも熱気あふれるセミナーが展開されていました。受講生の皆さんの真剣なまなざしと行動に、すごいな。すばらしいなと感じ入るばかりでした。そして、私のほうがよほど勉強させていただいたのではないだろうかと感じています。海、紅葉、明石大橋の夜景、そして受講生、スタッフの皆さん。沢山の思い出と幸せと元気を頂いた2日間のセミナーでした。

(関西康一郎)

私は受講者の皆様と送迎バス集合場所にてお会いし、会場へ同行（エスコートの関係で、他のスタッフとは別行動）。セミナー開始までは一見大丈夫かな？と言った雰囲気でしたが、セミナー開始後は、全メンバー役割分担を基にグループでの課題検討、発表等を積極的に実施され、意義、内容のある研修を体得され、さすが、良かったな、皆様を早く会員にお迎えしたい、またスタッフの一人としても今後の活動に反映する処多々の思いを強くしました。

(鈴木章彦)

店長役として、生まれて初めてシステムユーザー側の立場でものを言う役となりました。かつて自分が苦労させられたユーザーを思い返しながら演技をさせていただき、とても楽しかったです。終わってからは、あれもこれもあらかじめテキストの状況設定等に仕込んでおけばよかったなどと反省しながら、スタッフとしてのセミナー参加が自分にとってとてもよい勉強になったと実感しています。

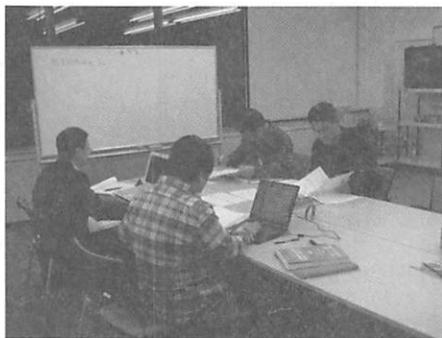
(尾浦俊行)

【受講者の声～明日のシステム監査人たち～】

現在執筆を交渉中です。次号での掲載を予定しています。



↑ 講義 ～まずはシステム監査の手順をきちんと理解～



↑ グループ作業 ～手前の赤本はみんなのバイブル～



↑ 須磨浦の朝日 ～好天に恵まれ(?) いよいよ2日目～



↑ 課題発表 ～緊張感&達成感漂う最後の仕上げ～

システム監査実践セミナーを受講して

株) J A大阪電算 監査部 阪口 博一

私は勤務している会社で今年の9月に監査部署へ異動となりました。この部門は初めてで、監査の実際を体験してみたいと思い、このセミナーに申し込みました。

受講日当日、開始前には「結構、受講者が来ているな」と思っていたのですが、いざ、始まってみると、実は多くの人が講師陣で、受講者より多いと知ってびっくりしました。

セミナーのほとんどを実技に使い、監査計画から監査実施、そして監査報告まで、あっという間に終わってしまったというのが実感です。特にインタビューによる監査実施は、講師陣が、被監査会社の社長や部課長、店長に扮していただいたのロールプレイングで、臨場感溢れるものでした。懇親会のときに、実際の販売店で人間観察してきたという“役づくり”の苦心談を聞かせていただき、納得。役者になれそうなくらいの名演技でした。懇親会では、また、実際のシステム監査の苦労話なども聞かせていただき、本当に内容の濃いセミナーになったと思います。

私は、これから内部監査員として、業務監査を中心に業務を実施していくのですが、会社の性格上、システム監査的な要素も十分考慮する必要を感じていて、これからの業務に非常に役に立つ内容であったと思っています。

最後になりましたが、講師の先生方には、2日間、大変お世話になりました。この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

システム監査実践セミナー受講感想とお礼

NTT西日本 澤

拝啓 システム監査実践セミナーご参加各位

日々冷え込みが厳しくなり、息が白く感じるこの頃ですが皆様お元気ですか。

NTT西日本の澤でございます。

システム監査実践セミナーを受講して、乱筆ではございますが、レポートをご提出いたします。

本セミナーでは大きく2つの学びがございました。

ひとつは、スキル面で大卒ではありますが監査業務のアウトラインをイメージできた点です。

具体的には、システム監査・システム管理基準をもとにクライアントの状況・成熟度を相対比較し監査業務を進めることです。

もうひとつはウィル面で、監査業務はチームプレイで進めますが、そのチームメンバの協調によりセミナーでの活動を進められ、今後の監査活動に対して積極的な自分の意志を確認することができた点です。

これらはひとえに、本セミナーの受講生われわれに対して、万全のご準備をいただき、情熱的なケーススタディを実践いただいた講師・事務局の方々チームメンバのおかげであると感謝しております。

カリキュラムでは助言型等各種報告様式を活用することで監査の実体験を円滑に進め、短時間でわれわれに監査業務のノウハウをご伝授していただいたことも印象に残っております。

また、一日目の懇親会では多くのすばらしい方々との出会いもあり、本当に有意義な二日間でした。

ありがとうございました。

また、皆様とお会いできる日を楽しみに監査業務の質的向上を意識し、行動していきますので

今後とも、ご教示のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、心から皆様のご健勝を祈念しております。

敬具

個人情報保護監査研究会のご案内

個人情報保護監査研究会

個人情報保護監査研究会は、個人情報保護マネジメントシステムについてシステム監査の観点から研究及び情報発信しています。

具体的活動

- 「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」に関連したセミナーの開催
個人情報保護管理者、監査責任者、運用担当者、PMS構築支援者向けのセミナーを適宜行っています。企画が具体化した場合、ホームページ上で発表します。
- 出版物発行：工業調査会
「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」（NPO日本システム監査人協会監修（株）工業調査会出版）付録CD-ROM「すぐに使える書式・規程のサンプル集（JIPDEC「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン」対応版）」を含む）を発行しています。
- 個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用に関するQ&A
- システム監査人推薦制度
個人情報保護マネジメントシステムやシステム監査に関する支援や相談、講師などを、ご依頼によって推薦します。
- システム監査普及サービス
システム監査普及サービスは、日本システム監査人協会が、システム監査を受けることによる効果を実際に体験していただく（普及・啓発）ことを目的に、実施しているものです。このため、監査にかかる報酬は無償とし、監査の実施に要した実費（通信交通費、調査費用、報告書作成費用等）のみのご負担で、御社システムの強み・弱みを把握し、弱点や問題点について、その解決へ向けてのアドバイスをいたします。
システム監査普及サービスには、個人情報保護監査もテーマの一つに加えています。

お知らせ

小論文

- 「個人情報漏えい事故と監査」
- 「経産省のガイドライン改正について」

個人情報保護関連HPリンク

- 「個人情報保護に関するガイドラインについて」国民生活局
【<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidoraintentou.html>】

個人情報保護マネジメントシステム構築・運用に関するQ & Aコーナー

- 質問は、個人情報保護監査研究会Q&A担当 saaj-pms@mbe.nifty.com へ
- 回答は、個人情報保護監査研究会メンバーが行います。
- 被回答者が、回答内容を利用するか否かは自由ですが、その結果について当協会及び回答者はなんらの責任を負わないものとします。
- 質問者の所属、氏名、メールアドレス等は回答に必要な範囲のみで使用します。質問及び回答については、質問者の組織、氏名を特定できないようにして、さらに内容を一般化して当ホームページに掲載することがあります。質問のメールは回答後、一ヶ月以内に削除します。

Q & A

「個人情報保護マネジメントシステム構築のための実務者養成セミナー」の報告

個人情報保護監査研究会 連見節夫

平成19年10月26日に「個人情報保護マネジメントシステム構築のための実務者養成セミナー」を開催しました。

内容は、次の通りです。

- (1) 10:00～12:00「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン」を中心として
講師（財）日本情報処理開発協会
イバシーマーク推進センター
副センター長 関本 貢様
- (2) 13:00～16:30「個人情報保護マネジメントシステム構築と新JIS対応の実務」
講師 公認システム監査人 Pマーク審査員 データリンクス株式会社
岩崎 昭一様

今回のセミナーには、（財）日本情報処理開発協会 /（社）日本印刷産業連合会 /（社）コンピュータソフトウェア協会 /（社）情報サービス産業協会 /（財）日本データ通信協会 /（社）全国学習塾協会 /（社）日本情報システム・ユーザー協会 /（財）関西情報・産業活性化センター /（財）くまもとテクノ産業財団 /NPO 法人みちのく情報セキュリティ推進機構 /ISACA（情報システムコントロール協会）東京支部 /NPO 法人 IT コーディネータ協会という多数の団体から後援をいただいています。

受講者は20名です。

受講者17名の方から、アンケートの回答を得ています。アンケートの内容の一部を紹介して、セミナーの報告とします。

1. 参加者内訳

SAAJ 5名 GRAPHICS 1名
 JSSA 1名 ISACA 1名
 JFPI 1名
 JISA 2名 会員区分なし 10名 (重複1名)

2. セミナー参加の動機について

- ① Pマークを取得しており、新JISへの対応のために参加した 4人
- ② Pマークの新規認定取得のために参加した 7人
- ③ PMS(個人情報保護マネジメントシステム)について勉強するために参加した 5人
- ④ その他 () 1人

3. 講習内容について

- (1) 講習の内容はいかがでしたか。
 良い17人 普通0 悪い0
- (2) 講習内容をよく理解できましたか。
 できた11人 普通6人 できない0
- (3) セミナーの目的から見て、講習期間はどうでしたか。
 良い11人 普通6人 悪い0
- (4) 講習費用は適当でしたか。 高い4人
 妥当12人 安い0 (回答なし1人)

4. ご意見

- ・規格の要求事項が中心で判りやすかった
- ・非常に判りやすく良かったです。あと1時間ほど時間を取ってご説明を頂くとよりよいと思います
- ・具体的例示と解説が実体験に基づいてすばらしい。ホワイトボードでの図示化も判りやすく、丁寧に説明されていた
- ・具体例をご紹介いただいたので、非常に参考になりました。1999年版で取得して2006年版に更新する会社の方を対象にお話されましたが、これから申請するものにとっても、参考になりました
- ・JIS Q 5001に関する具体的な構築に関する内容としては、資料も明確に提示され、良かったと思います。

以上

「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正について

個人情報保護監査研究会
 会員 No.9 蓮見 節夫

平成19年3月30日に経産省ホームページに「個人情報の保護に関する法律についての経済産業

分野を対象とするガイドライン」の改正版が掲載されました。

ここに改正の概要をまとめましたので、ご紹介いたします。

1. 「過剰反応」に対する見直しが行われました
 本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供できる事例として二つ追加されました。

- (1) 法令に基づく場合の例の追加。弁護士会からの照会に基づく個人情報の提供
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護の例の追加。リコール対象製品を回収するための、販売店から製造元への顧客名簿の提供

2. 個人情報取扱事業者の過剰な負担の適正化に向けた見直しが行われました

個人の権利利益の侵害のおそれが少ない個人情報の取扱に関する事例が明示されました。

- (1) 安全管理措置の義務違反とならない事例として二つ明示されました。

- ① 内容物に個人情報が含まれない荷物の宛名に記載された個人データに関する事例
- ② 書店で誰もが容易に入手できる市販名簿に関する事例

- (2) 事故又は違反への対処」を実践するための講じることが望まれる手法が例示されました

- ① 影響を受ける可能性のある本人への連絡について、本人への連絡を省略してもかまわないものと考えられる事例が追加されました。

- ・紛失した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合など

- ② 主務大臣等への報告について、認定個人情報保護団体の対象事業者は、主務大臣への報告に代えて、認定個人情報保護団体への報告が可能になりました。ただし、特定の機微な個人情報、信用情報、クレジットカード情報が漏えいし、二次被害が発生する可能性が高い場合等は、主務大臣に速やかに報告することが必要です。

- ③ 事実関係等の公表を省略してもかまわないものと考えられる事例が明示されました。

- ・本人すべてに連絡が付いた場合
- ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合など

3. クレジットカード情報を含む個人情報の取扱に関して

別添「クレジットカード情報を含む個人情報の取扱について」が付いて、安全管理措置として講じることが望ましい事例が追加されました。

- ・クレジットカード情報等の保存期限の設定、保存期限経過後の速やかな廃棄
- ・クレジットカード売上伝票に記載されるクレ

- ジットカード番号を一部非表示化など
4. その他
- ①利用目的の特定について、業種の特定だけでは、多くの場合、利用目的をできる限り特定したことはない旨が明示されました。
 - ②利用目的の通知又は公表が必要な事例として、個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合は追加されました。
 - ③個人情報に関する非開示契約は、必ずしも全ての従業者と個別に契約を締結する必要はなく、就業規則等の社内規定による包括的な契約を締結する方法でも差し支えない旨が明示されました。
 - ④委託先の監督について、優越的地位にある者が委託者の場合に、受託者に不当な負担を課している例として、本人からの損害賠償に係る責務を、安全管理措置に係る責任分担を無視して一方的に課す場合が明示されました。
 - ⑤開示等の求めに応じる手続きについて、事業者は本人確認のために、事業者が保有している個人データに比して過剰な情報を求めるなど、本人確認のために必要以上に多くの情報を求めてはならないことが明示されました。

(平成 19 年 4 月 3 日作成)

個人情報漏洩事故と個人情報保護監査

個人情報保護監査研究会
会員 no.9 蓮見 節夫

2007 年 3 月に、大きな個人情報漏洩事故が公表されています。

一つは、大日本印刷株式会社（以下、D 社と略）によるもので「個人情報流出に関するお詫びとお知らせ」が 2007 年 3 月 12 日に同社のホームページに掲載されました。これについては、(財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク推進センターより「認証取消しに次いで重い文書による「改善要請」の処分」を決定し、通知したとの発表が 2007 年 3 月 23 日に同協会のホームページに掲載され、さらに「大日本印刷株式会社からの個人情報漏洩事故について」とする公表文が 2007 年 3 月 27 日に同ホームページに掲載されました。

もう一つは、株式会社ソニーファイナンスインターナショナル（以下、S 社と略）の「社員による個人信用情報機関情報の外部流出について」(2007 年 3 月 30 日)と、UFJ ニコス株式会社（4 月 1 日以降は三菱 UFJ ニコス株式会社）(以下、M 社と略)の「個人信用情報流出の可能性について」(2007 年 3 月 30 日)とが、それぞれのホームページで発表されています。これについては経

済産業省より「クレジット会社 2 社に対する個人情報保護法 34 条に基づく勧告」が行われたと同省のホームページで公表されています(2007 年 3 月 30 日)。

このような漏洩事故に対して、システム監査人は、どのように受け止めたらよいのでしょうか。

1 D 社個人情報漏洩事故の概要と対策

以下、ホームページ上に公表されている事故の概要です。

D 社が業務委託している会社の元社員が、主に販促用 DM を取扱う電算処理室内で勤務しており、不正な記憶媒体によるデータ書き出しが行われ、外部に持ち出され、一部情報は詐欺にも使われたものです。持ち出されたデータは 2001 年～2004 年に集中しており、総数 7,976,790 件となっています。

その間は、監視カメラの設置、生体認証による入退室管理の強化を行っていたが、内部犯行は防げなかった、2004 年 10 月以降「ポケットのない作業服着用によるデータ等の持ち出し防止」「アクセスログの取得」を行った、としています。

個人情報流出の原因として「悪意を持った内部者による不正な記憶媒体によるデータ書き出し行為を防止する上で、結果として管理に不十分な面がありました」としています。

今後の対策として①データ記憶媒体取扱者の極小化と社員限定、また、記憶媒体への書き出しログのチェック頻度を高める、②記憶媒体の書き出し場所の分離と限定、③再発防止策の徹底教育、を行うとしています。

2 S 社の事故の概要と対策

S 社の発表文による概要と対策の要約です。

「弊社の社員(有期雇用)ならびに派遣社員が、個人信用情報機関の情報の一部を業務目的外で検索し外部に流出させていたことが判明しました」「これまでの調査により、複数の社員が業務時間中に弊社の情報端末を使って、前記個人情報機関から、不正に個人信用情報を取得し、これを外部の者に提供していたことが確認できました」「弊社は、改めて個人情報の管理体制を全社的に見直し、個人情報の取扱いをより厳格なものとし、社員の教育、監督を徹底してまいります。」

3 M 社の事故の概要と対策

M 社の発表文による概要と対策の要約です。

「弊社の元嘱託社員が、弊社の保有する個人信用情報、および個人信用情報機関から不正に照会して取得した個人信用情報の一部を特定の第三者に不正に提供していた事実が判明いたしました」「(調査結果)元嘱託社員はアクセス権限の範囲外であるにもかかわらず、個人信用情報機関にアクセスし、不正に個人信用情報が照会、取得され、外部に流出していること

が確認された」「(不正照会の数) 673 名様分」「(不正照会の期間) 2004 年 3 月から 2007 年 3 月まで」

「(発生原因) 弊社では、必要な範囲にアクセス権限を制限しています。また、指紋認証システムによる入退室管理、私物の持込・持出の禁止、監視カメラの設置、アクセスログの取得など、セキュリティ面の強化を図っており、個人信用情報機関への不正照会を防止する体制を整えておりました。しかし、今回の件については、事件発生時においては、日常業務に紛れた行動であったことから不審な行動の発見には至りませんでした。また、実際の照会業務と照会結果に不正がないか、事後的にチェックする体制が不十分でした」

「(再発防止への取り組み) 1. 個人情報の取扱いに関する緊急の再教育を実施。2. アクセス権限者および照会業務可能端末を必要最低限になるよう絞込む。3. 部署ごとに照会端末の利用記録をシステムに出力し、端末利用者の利用内容と突合させて不正利用がないか事後的にチェックする。」

4 経済産業省の勧告の内容(要約)

経済産業省は、S 社及び M 社に対し、個人情報の保護に関する法律に基づき、法違反状態を是正し法違反行為の再発を防止するよう勧告しました。特に S 社については、7 日以内に事実関係の追加的な調査結果等を報告するよう併せて勧告しました。認定した違反行為は、個人データの「安全管理措置義務違反」、「従業員の監督義務違反」、「利用目的による制限違反」、「適正な取得義務違反」、「取得に際しての利用目的の通知義務違反」及び「第三者提供の制限違反」です。

S 社に対して

- (1) 規定に違反したものを特定し、現時点における類似の違反の有無を調査し、違反が行われている場合は、当該違反行為を中止し、当該違反の再発を防止するための必要な措置を講じること
- (2) ① 従業者による個人データへのアクセス状況の監視の用に供することができる適切な方法により従業者による個人データへのアクセスの記録を行うこと、② 個人データへのアクセス記録を確認する等の実効的な方法により従業者による個人データへのアクセス状況の監視を行うこと、③ 従業者の監督の具体的な実施状況を確認し、実施している安全管理措置及び従業者の監督の内容を改善すること
- (3) 勧告に対して取った措置を、平成 19 年 4 月 27 日までに報告すること

M 社に対して

- (1) 従業者の監督の具体的な実施状況を確認し、実施している安全管理措置及び

従業者の監督の内容を改善すること

- (2) 勧告に対して取った措置を、平成 19 年 4 月 27 日までに報告すること

5 プライバシーマーク推進センターによる「要請」処分

D 社はプライバシーマークの認定を受けている業者です。D 社に対して文書による「改善要請」処分が発表されました(2007 年 3 月 23 日)。その要約です。

以下の 6 項目に対して 1 ヶ月以内に改善し、その結果を報告すること。

- (1) 本件事故の関連部門について個人情報の取扱いに関する臨時監査を実施すること
- (2) 本件事故の原因を特定し、その原因に対して現状の対策が有効であるかの検証をすること
- (3) 上記 (1) (2) の結果を踏まえて現状の措置が有効でないと判断できるリスクに対して、必要な対策を検討すること。この場合、従業者の個人情報の無断・不正持出を防止する措置については特に留意すること
- (4) 本件事故以外の個人情報の取扱いについて、リスク分析を実施して現状の管理の仕組みを点検し、不具合が認められたところについては、改善策を検討して講じること
- (5) 以上の事項に関する見直し結果については、個人情報保護マネジメントシステム文書に適切に反映し、関連する全従業者及び委託先事業者に周知・徹底すること
- (6) マネジメントシステムの根幹である継続的改善が有効に機能するように対応策を検討し、環境変化に応じた適切な安全管理措置が講じられるようにすること

6 プライバシーマーク推進センターの対応

プライバシーマーク推進センターでは、2007 年 3 月 27 日の公表文において、以下の対応を発表しています。

制度の信頼確保に全力を尽くします：

- ・公表される事故等の状況を踏まえ、注意喚起等手段を通じて情報提供を積極的に実施し、認定事業者に適切な対応を求めます
- ・環境変化を踏まえた審査基準の在り方を随時検討し、その結果を審査業務に反映し、時代の要請に適切に対応した保護策の実現を図ります
- ・審査員制度の下で審査員の質の向上を図り、更に審査員教育を充実する等審査能

力の維持・向上に努め、審査結果の信頼性の確保を図ります

- ・IT等の進展を踏まえた適切な対応を促すために、セミナー、研究会の実施等によって認定事業者の啓発活動を促進します
- ・苦情処理活動を通じて認定事業者の指導・監督を充実し、個人情報保護活動の充実を図ります

制度の改革を検討します：

- ・認定事業者の運用状況を定期的に監視・監督する制度
- ・事故や事件を起こした事業者に対して、一定期間の後に現地審査によって改善措置の実行状況を確認する制度
- ・大規模な個人情報取扱い事業者に対する適正な現地審査のあり方
- ・内部監査担当者の監査知識・能力を客観的に評価する仕組

7 個人情報保護監査実施上の教訓

われわれシステム監査人は、個人情報保護監査に直接、間接にタッチすることが多い。また、プライバシーマーク推進センターの制度の改革の中で「内部監査担当者の監査知識・能力を客観的に評価する仕組」を挙げており、われわれシステム監査人に期待されている部分も多くあります。

この事故の中で、どのような教訓を得ることができでしょうか。

JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステムの中で、事故との関係で特に重要なところがあります。

(1) 目的外利用を行わないための仕組み

「事業者は、特定した個人情報について、目的外利用を行わないため、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持しなければならない」ことを求めています。ここは、2006年版になって追加された要求事項です。これを単なるお題目で終わらせないためには、更に具体化する必要があります。①個人情報の利用目的を特定し関係者に周知しておくこと。②目的外利用をさせないための技術的・物理的対策。たとえば、アクセス制限や入退室制限など。③従業員の監督。④制度的な面としては目的外利用かどうか曖昧な場合は、管理者と相談するなど。⑤事後的なチェックとしてはアクセスログの点検、入退室記録の点検などの日常点検。このとき、問題発見の感度の向上。問題かなと思ったときの報告制度など

(2) リスクなどの認識、分析及び対策の中のリスク分析の仕組み

「事業者は、特定した個人情報について、その取扱いの各局面におけるリ

スクを認識し、分析し、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持しなければならない」ことを求めています。これも形が整っていれば良いというものではありません。具体的に詳細に個人情報の取扱いの行われている全ての局面のリスクが洗い出される必要があります。担当者が直接タッチしていないところが抜けることがままあります。外注先、移動中、通信 or 通信の途上、アウトソースされたサーバの中、メールサーバの中、廃棄処理、出先の無人店舗、室、建物、周辺環境などです。

リスク分析は、コンサルタントなどの外部の者にまかせっきりというのはダメです。実際にその仕事にタッチしている人たちを巻き込んで行うことで、隠れたリスクを発見したり、取扱者の意識を高めることができます。

リスク分析をした結果は、リスク対策を行い、必要な規程に反映します。また、企業の体力との関係で100%完全な対策はできませんから、残存リスクを認識しておくことも重要です。リスク対策は、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(2007年3月30日改正)、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」、厚労省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、日本工業標準調査会の「JIS Q 27001 情報セキュリティマネジメントシステム要求事項」の付属書 A「管理目的及び管理策」などを参考にして、自社の実態に即した内容で定めます。

リスク分析は、公表された事故の情報なども、自社に当てはめて該当する問題はないか、見直すことも必要です。

(3) 安全管理措置

「事業者は、その取扱う個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要、かつ、適切な措置を講じなければならない」としています。ここは、リスク分析の結果としてのリスク対策が反映されることです。目的外利用をさせないための物理的、技術的な仕組みもこの中に組み込みます。

安全管理措置は、具体的に規程等に折り込み、関係する人たちに周知しておきます。また、その通りに実施されているかをチェックするための日常点検も組み込みます。

(4) 従業員の監督

「事業者は、その従事者に個人情報を取扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該事業者に対し必要、かつ、適切な監督を行われなければならない」としています。具体的には、誓約書もありますが、上司等との日常的な、報告、連絡、相談の仕組みがあり、かつ機能していることです。監査の点からはなじみにくいのですが、縦・横のコミュニケーションができており、目標に向かって協働できている職場では、内部犯行は起きにくいものです。一人ひとりが孤立し、ぎすぎすした職場の雰囲気があるところは要注意です。

(5) 委託先の監督

個人情報の取扱いを委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定する基準を確立すること、個人情報の安全管理が図られるよう委託先の監督を求めています。委託契約書においても、個人情報の取扱いについての条項を入れることを求めています。委託先での個人情報の取扱いについて、必要な頻度で監査・点検ができる仕組みも必要です。

委託先選定基準も、単に形式的に作成するだけではだめです。委託する業務内容や、個人情報の取扱い方によって、リスクが違いますから、取るべき安全対策も異なるものです。委託する側で、必要と思われるチェック項目を用意し、安心して個人情報の取扱いを任せられるかを判断します。プライバシーマークやISMSの認定事業者であればOKとしてしまうのではなく、具体的に一つ一つの項目をチェックすることが必要です。

委託先に渡す個人情報は、必要な範囲に限定して渡します。

(6) 教育

教育では、a) 個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点、b) 個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任、c) 個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果、を行うことを求めています。

特に、取扱っている個人情報の利用目的を理解すること、定められた手順に従って取扱うこと、それが目的外利用を阻止する仕組みでもあること、日常活動の中で、“変だな”と思ったことはいつでも上司と相談すること、など、

基本的な勤務動作に繋がっています。

(7) 運用の点検

個人情報保護マネジメントシステムが適切に運用されていることが各部門及び階層において定期的に確認されるための手順の確立を求めています。

具体的には、日常点検や、チェックリストに基づく自己点検などです。最終退出時の社内点検の記録と確認、最初に出社した人と最後に退社した人の記録と確認、情報システムへのアクセスログの取得と点検などです。

ここでも点検者は、“異常”、“問題”、“普段と異なる傾向”などへの感度を高める必要があります。何年にもわたって不正アクセスが行われていたにもかかわらず、外部から指摘されなければ気が付かないというのは、記録・点検が、お座なりにしか行われていなかったのではないのでしょうか。

(8) 監査

内部監査も、何年にもわたって不正アクセスが行われていたにもかかわらず、気が付かないというのは、反省すべき点が多々あるのでしょうか。

当然監査人は、以上に述べてきた事柄について、すべて監査項目として、問題点を指摘できる能力を要求されています。そのためには、JISの要求事項や、内部規程のみでなく、技術の進歩や、社会の事件・事故の教訓を自ら取り入れ、不適合や不正に対する感度を高める必要があります。もちろんのこと、経験の積み重ねも必要です。

以上、システム監査人として、事故の教訓を自ら取り込むべく、自分自身の反省も含めてまとめてみました。

(記：平成19年4月17日)

第130回月例研究会報告

No. 264 三橋 潤

日時：2007年7月26日（木）18：30～20：30

場所：総評会館

演題：「経済産業省“システム管理基準 追補版（財務報告に係るIT統制ガイダンス）”の解説」

講師：監査法人トーマツ パートナー 和貝 享介氏

講演の概要

本年3月31日付けで経済産業省から「システム管理基準 追補版（財務報告に係るIT統制ガイダンス）」が公表されたが、このガイダンスの取りまとめの審議会「企業のIT統制に関する調査検討委員会」メンバーの和貝 享介氏からガイダンスについて解説して頂いた。

本報告でも金融庁の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」を「実施基準」、経済産業省の「システム管理基準 追補版」を「追補版」と省略する。

講演の内容

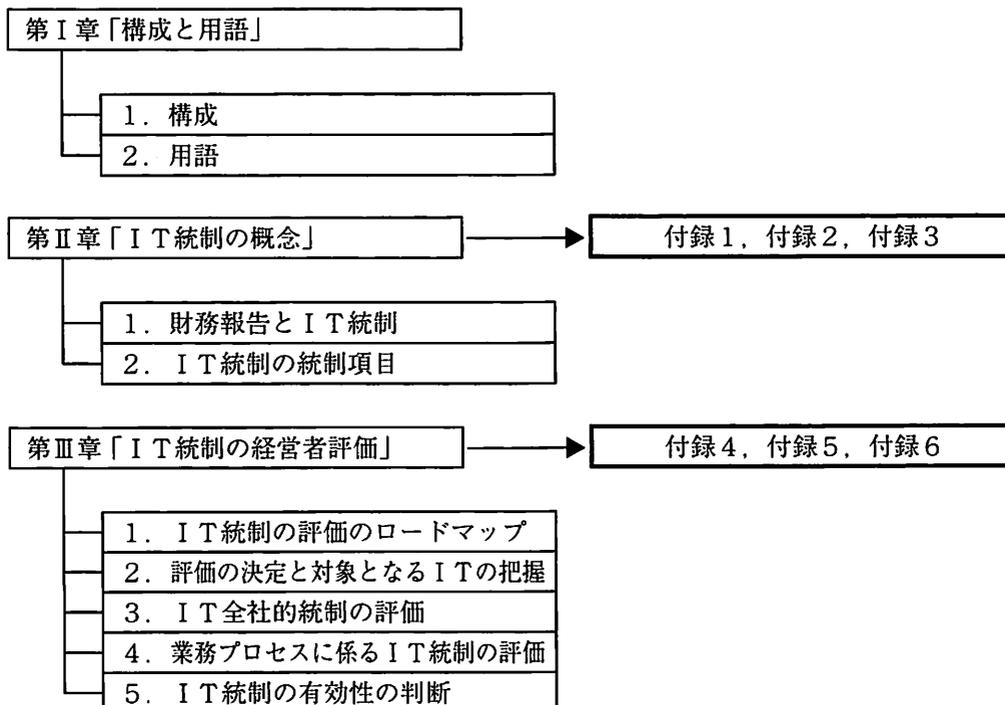
講演は、追補版の第I章から第3章とそれに関連する付録を中心に説明があり、テーマは「IT統制の概念」、「IT統制と追補版例示」、及び「IT統制の経営者評価」である。

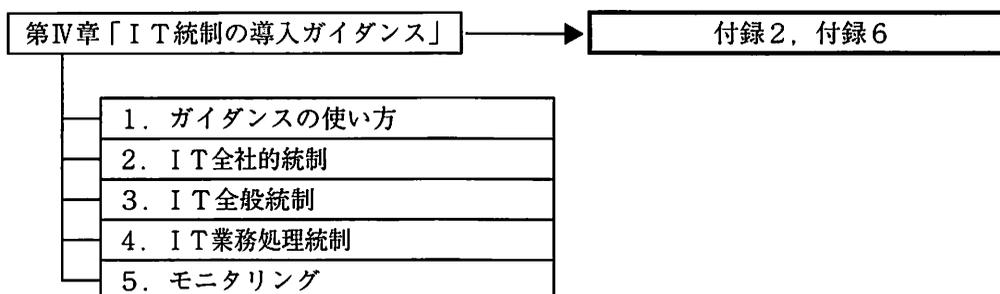
まず、IT統制の代表的枠組みの紹介があり、代表的枠組みとしては追補版付録1. に掲載されている「システム管理基準」、「COBIT（第4版）」、「企業改革法遵守のためのIT統制目標（第2版）」、「情報セキュリティ管理基準」、「JIS Q 27002」や「ITIL」等があるが、これらの枠組みの中には必要のない項目があったり、一部の領域に偏っていたりして、いずれも一般的に公正妥当と認められるIT統制基準として利用しうるかの合意が得られているわけではない。

このため、経済産業省としてシステム管理基準等を活用している企業がITへの対応を行っていくための「参考情報」として、追補版を策定した。

1. 追補版 第I章「追補版の構造と用語について」

追補版の構造は4章と6付録から成立っており、各章と付録の関係は次の通りである。





用語の解説は、実施基準とシステム管理基準で用語の定義が異なるため、追補版では以下の10項目について簡単な解説を加えている。詳細は追補版の第I章 2. 用語を参照のこと。

- ・情報システムの範囲
- ・IT統制の概念
- ・「ITに係る全般統制」及び「ITに係る業務処理統制の概念」
- ・ITの統制目標としての財務情報の信頼性
- ・IT基盤の概念
- ・スプレッドシートの利用
- ・情報システムの開発と保守について
- ・財務報告、財務情報とIT統制について
- ・IT統制を実施する関係者について
- ・管理項目と統制項目について

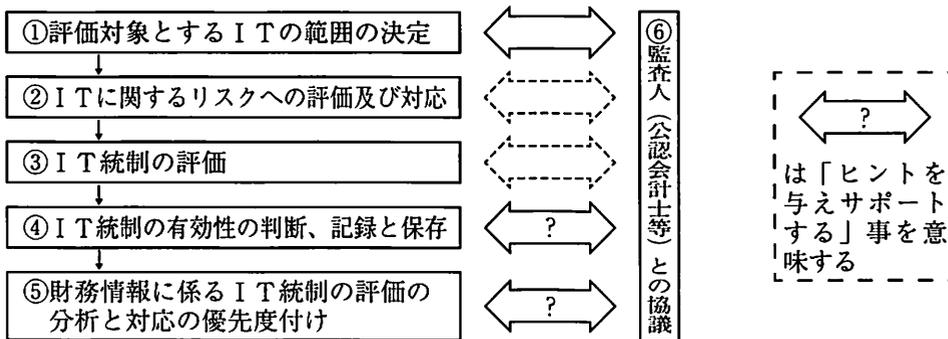
2. 追補版 第II章「IT統制の概要について」

IT統制には、IT全社統制、IT全般統制、IT業務処理統制があるが、財務報告に関するこれらの関係を表しているのが追補版 第II章の図表II. 1-3「財務報告とIT統制との関係」である。各統制項目の概要及び関連付録について簡単に補足する。尚、内部統制と統制項目という言葉は、英語のControlは「内部統制」でControlsは「内部統制項目」と訳される。

- ①IT全社統制は、企業の統制が全体として有効に機能する環境を保証するためのITに関する方針と手続等、情報システムを含む内部統制であり、「統制環境」、「リスク評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」の統制項目がある。
- ②IT全般統制は、IT業務処理統制が有効に機能する環境を保証するための統制活動であり、「システムの開発、保守」、「システムの運用・管理」、「内外からのアクセス管理などのシステムの安全性の確保」、「外部委託に関する契約の管理」等の統制項目がある。
- ③IT業務処理統制は、業務を管理するシステムにおいて、承認された業務がすべて正確に処理、記録されることを担保するために業務プロセスに組み込まれたITに係る内部統制であり、「ITによる情報処理」、「自動化されたIT業務処理統制」、「自動化されないIT業務処理統制」、「フローの統制とストックの統制」、「スプレッドシートの取扱い」等の統制項目がある。
- ④「付録2. システム管理基準の統制目標の使い方」は管理項目と統制目標の対応例を掲載している。付録2-1は、システム管理基準の全項目について、「統制種別」欄で全社統制、全般統制、業務処理統制を明確にし、「C/S種別」欄でC（コントロール）とS（サブコントロール）を区分してある。
- ⑤「付録3. ITコントロールとITの具体的な技術の例示」は、入力のコントロール例、データ処理プロセスのコントロール例、インターフェイスのコントロール例等についての業務処理統制の具体的な事例がある。

3. 追補版 第三章「IT統制の経営者評価」

IT統制の評価のロードマップとしては、5段階が挙げられる。各段階のポイントについて説明する。



①評価対象とするITの範囲の決定

・業務プロセスの把握

↓（重要な勘定科目に係る取引の発生から集計、記録、システム間の流れ）

・業務プロセスに係るアプリケーション・システムの把握

↓（把握した業務プロセスとアプリケーション・システムの関係）

・IT基盤の把握

↓（関係するアプリケーション・システムのIT基盤）

・ITに関与する組織、方針の把握

（IT全般統制、IT業務処理統制の統制環境、組織区分の相違に留意）

②ITに関するリスクへの評価及び対応

・財務情報に係る業務を明確にし、そこで利用されている情報と情報システムに係るリスク評価と対応を検証するが、IT利用によりリスクが軽減される場合とリスクが増大する場合の両面がある事に留意する。

・IT利用によりリスクが軽減される場合の例は、統制の自動化による誤った処理や、アクセス管理による無権限処理が防止されるなどがある。

・IT利用によりリスクが増大する場合の例は、プログラムの改ざんによる誤処理や、データを直接変更されるなどがある。

③IT統制の評価

・IT全社統制の評価は、IT全般統制とIT業務処理統制の評価範囲に影響する事と、経営者の認識・承認・運営の評価であることに留意する。

・業務プロセスに係るIT統制を評価するには、IT全般統制とIT業務処理統制を評価することになる。IT全般統制の評価ではパッケージソフト利用の場合、IT業務処理統制の評価ではスプレッドシート利用の場合について留意が必要である。

□スプレッドシートの統制

基幹システムと同等の機能を持つものは、IT全般統制、IT業務処理統制を検討する必要がある。また、財務の最終的な処理部門の経理部門では、よくスプレッドシートを使用している事が多い。対策としては作成者と利用者の分離や内容の文書化、アクセス管理、定期的なバックアップ、手作業との組合せ等を検討する。

□パッケージソフト利用の留意点

パッケージソフトは、一定レベルの信頼性を保持している事、不正改ざんの余地が少ない事や、ソフトそのものにIT業務処理統制が組み込まれている事など、リスクは軽減されると言えるが、リスク上の懸念としてパラメータ設定の重要性や、汎用統制に対する手作業のフォローアップ等に留意する必要がある。

・モニタリングについては、内部監査として実施するのが良い。

・IT統制の評価技法には、担当者のヒアリング、状況の視察、管理書類の収集と分析、帳票照合やデータ検証などが挙げられる。データ検証については、サンプリング件数が課題となるが、追補版の「付録5. サンプリング」に、手作業の内部統制の場合と自動化された内部統制の場合

を例に掲載されてある。

④IT統制の有効性の判断、記録と保存

- ・IT全社統制に不備がある場合は、不備一覧表を作成し代替する統制の有無も勘案して、重要な欠陥か否かを判断する。また業務プロセスの内部統制で補完が出来ないかを検討する。
- ・IT全般統制に不備がある場合は、支援されるIT業務処理統制が有効であれば不備とはならない場合もあるが、その継続的有効性も含めて判断すること。
- ・IT業務処理統制に不備がある場合は、自動化された統制として不備が繰り返されていないか、また手作業で補完できないか等を検討する。
- ・いずれの不備についても補完や、期末日までに適切な是正がなければ重要な欠陥となることがある。
- ・内部統制報告書において最終的に不備をどう評価するかが最大問題であるが、追補版では取り扱っていない。

⑤財務情報に係るIT統制の評価結果の分析と対応の優先度付け

- ・IT統制の評価では、ITの利用者を含めた統制の継続的な実施について検証する。
- ・重要なIT統制が関係する統制については、重点的に検証する。この時の重要度は、そのIT統制が財務情報や財務報告の虚偽記載に与える影響を考慮して決める事が出来る。
- ・IT業務を外部に委託している場合も、内部統制の実現は企業の責任であるので外部委託先もIT統制の評価対象の一部として検証する。
- ・経営者は、IT統制の評価を分析して、リスクの高いものから優先度をつけて対応策を実施する。

講演の報告は以上ですが、詳細については講演資料や追補版を参考に願います。

最後に、追補版策定の過程や裏話を交えた講演は非常に有益でした。講師の和貝氏に感謝の辞を述べます。

第132回月例研究会報告

No.1158 川村 隆庸

日時:2007年9月25日(火) 18:30~20:45

場所:総評会館

演題:『日本公認会計士協会の「内部統制の監査に関する実務上の取り扱い」の解説』

講師:公認会計士、公認情報システム監査人
監査法人トーマツ エンタープライズリスク
サービス部 パートナー 伊藤 哲也氏

I. 講演概要

内部統制の評価および監査(J-SOX)について、平成19年2月の企業会計審議会から公表された実施基準と、5月に金融庁から公表された「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令案」を踏まえ、7月に日本公認会計士協会から監査人の実務上の取扱いをより明確にした「内部統制の監査に関する実務上の取り扱い」が公開草案として公表された。この「実務上の取り扱い」では、監査人が実施する「財務報告に係る内部統制の監査」における監査手続、留意すべき事項及び監査報告書の文例等について取扱いについて解説されている。今回の月例研究会では、この「実務上の取り扱い」で新たに明確にされた部分を中心に講演をいただいた。講演は2部構成で、前半はJ-SOX制度の概要と最近の動向についてであり、後半は「実務上の取り扱い」についてであった。講演は時間を越えて行われ、最後に質疑応答が行われ終了した。

II. 講演要旨

1. 制度概要

(1) 内部統制制度の動向

内部統制報告制度の今後の動向として、年内に金融庁が「事務ガイドライン(Q&A含む)」を取りまとめて公表することが予想されている(*1)が、すでに制度の枠組みは定まり、今後大きな変化があることは考え難いことから、不明な点が明らかになるのを待つ段階から、準備に着手しつつ検討する段階に来ているものと考えられる。

(*1) 19年10月1日付けで「内部統制報告制度に関するQ&A」として公表されている。

(2) 法的枠組み

当制度の法的な枠組みには、金融庁からの法令として「金融商品取引法」「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」があり、企業会計審議会が「財務報告に係る内部統制の評価及

び監査の基準」「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の基準を公表した。今回、公認会計士協会は、監査人に対するガイドラインとして「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」を公表した。

(3) 全体フレームワーク

a) 全体フレームワーク

経営者は実施基準等に基づき内部統制の各プロセスを実施し、監査人は経営者の評価結果に対して意見を述べる。(インダイレクトレポート)

b) 評価制度の特徴

経営者は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲について内部統制の有効性の評価を実施

- ・内部統制の評価は、原則として連結ベース連結子会社、持株法適用となる関連会社も評価範囲決定の対象
- ・外部に委託した業務の内部統制も評価範囲
- ・内部統制評価の時点は、期末日
- ・内部統制の不備の区分

財務報告に与える影響に応じ「重要な欠陥」と「不備」の2つに区分され、「重要な欠陥」は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備

c) 会社法との関係

①実施範囲:会社法がコーポレートガバナンス、コンプライアンスや業務の有効性・効率性、企業の社会的責任までを視野に入れているのに対し、当評価制度は財務報告目的に限定している。

②対象:会社法では、内部統制を整備する対象は、当該会社と子会社だけでなく、当該会社と親会社までの範囲を想定しているのに対して、当評価制度は連結財務諸表及び関連する開示項目を対象として対象範囲が決定される。

③方法:会社法では、内部統制の整備を「基準」やその他の内部統制のフレームワークに沿った形で整備することを要求していないのに対して、当評価制度は「基準」、「実施基準」でその内容が具体的に示されている。また、2007年7月に公認会計士協会より実務上の取扱い(公開草案)が公表されている。

2. 財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い

(1) 内部統制監査の意義

a) 内部統制監査の目的

b) 監査アプローチの特性

インダイレクトレポートではあるが、会社が提示した証拠のみを検証すれば足りるということではない。

c) 内部統制監査の対象

内部統制監査は、有価証券報告書の「経理の状況」の部分のみならず、その他の部分も監査対象として実施される。例えば「企業の概況」、「事業の概況」、「生産、受注及び販売の状況」、その他財務諸表監査の対象外であるセクションに係る経営者の評価の妥当性も監査対象とされている。財務諸表監査と内部統制監査の対象範囲の相違に注意すべきである。

(2) 財務諸表監査と内部統制監査との関係

a) 一体監査と従来の監査の相違

財務諸表監査と内部統制監査は、監査計画書の立案、監査証拠の十分性と適切性に関する監査人の判断、監査証拠を入手するための監査手続の実施、意見表明までの監査実施の一連の過程のすべてにおいて一体となって実施される。従来の財務諸表監査では監査人による企業の内部統制の有効性の検討は、主として実証手続の立案との関係で実施されており、監査人の判断により決定していた。

b) 監査計画の策定での留意点

c) 会社法監査と内部統制監査

- ・内部統制監査の実施基準では、監査人は、内部統制監査の過程で発見した内部統制の重要な結果については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが必要と考えられる。
- ・通常、会社法監査の終了日時点では、大部分の内部統制監査の手続の実施も終了していることが想定されるが、内部統制監査の一部の手続（例えば、有価証券報告書の作成に係る決算・財務報告プロセスの検討）については終了していないと考えられる。したがって、内部統制監査報告書日付までの間に実施する手続により、経営者等に報告すべき内容が変更又は追加される可能性があることに留意する必要がある。また、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報告書日付が異なるため、事後事象の検討対象期間も異なることから、会社法監査報告書日では認識していなかった内部統制の重要な欠陥を特定することもある。監査人は、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会への報告に当たっては、経営者の内部統制報告書のドラフトを入手し、内容を確認の上、書面又は口頭

により報告を行う。会社法監査終了時点での監査人の報告は、あくまでも内部統制監査の経過報告であることに留意する。

(3) 監査人の独立性

(4) 評価範囲の妥当性

(5) 全社的な内部統制の評価の検討方法

a) 全社的な内部統制の評価の位置付け

b) 全社的な内部統制の不備の評価

- ・全社的な内部統制が有効であるということは、全社的な内部統制に重要な欠陥がないということ。
- ・全社的な内部統制に一部不備があった場合もその不備が連結財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす可能性が高くない場合は、全社的な内部統制は有効と判断することができる。
- ・内部統制の六つの基本的要素すべてが「有効」と判断できる場合は、全社的な内部統制を有効と比較的単純に判断することができると考えられるが、部分的に不備が検出されている場合は高度な判断が必要となる。
- ・内部統制評価の実施基準では、全社的な内部統制に不備がある場合でも業務プロセスに係る内部統制が単独で有効に機能することがあり得ることを示している。その一方で、全社的な内部統制に不備があるという状況は、基本的な内部統制の整備に不備があることを意味しており、全体としての内部統制が有効に機能する可能性は限定されると考えられるとしており、慎重な判断が必要となる。

c) 全社的な内部統制の評価結果が与える影響

(6) 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討方法

a) 業務プロセスの評価

当該業務プロセスにおいて経営者が財務報告の重要な虚偽記載の発生するリスクをどのように識別したかを把握し、その結果識別したリスクが適切であるかどうか及び当該リスクに対して経営者が識別した統制上の要点が妥当であり、当該統制上の要点が有効に運用された場合に虚偽記載の発生するリスクを防止又は適時に発見する可能性があるかどうかを判断する。

b) 決算・財務報告プロセス

■決算・財務報告プロセスとは

- ・全社的な観点で評価することが適切なもの
- ・固有の業務プロセスとして評価するもの

■全社的な観点で評価する内部統制の例

- 決算・財務報告プロセスでは、決算処理手続、連結財務諸表の作成等を通じ、財務情報の記録・処理の過程で、一般的に数値データの計算・集計・分析・加工等に用いられる表計算ソフト（以下「スプレッドシート」という。）が広く利用されている。
- 経理部門の中でも特定の人員のみが会計システムを利用している場合もある。この場合、ITに係る残飯統制や、システムの利用者であるユーザー自らが業務システムを構築し運用に直接携わる End User Computing（以下「EUC」という。）の観点からのリスク評価が重要になる。
- スプレッドシート統制の例
 - (ア) スプレッドシートを使用し、財務報告の基礎資料を作成する場合、マクロや計算式を検証していること。
 - (イ) スプレッドシートのマクロ、計算式等の検証が適切になされていない場合、手計算で確かめる等の代替的な手段がとられていること。
 - (ウ) 経理担当者の PC 等の機器が利用されている場合、アクセス制御、バックアップ等の対応について検証していること。
- (7) 内部統制の重要な欠陥
 - a) 重要な欠陥の判断指針
 - 重要な欠陥の判断指針
 - ・ 重要な欠陥とは、財務報告に金額的または質的に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいう。
 - ・ 重要な欠陥の判断指針は、財務報告全般に関する虚偽記載の発生可能性と影響の大きさから判断される。
 - 金額的重要性

金額的重要性は、連結総資産、連結売上高、連結税引前利益などに対する比率で判断。

但し、画一的に適用するのではなく、企業の業種、規模、特性など、会社の状況に応じて適切に用いる。
 - 質的重要性

質的重要性は、例えば、上場廃止基準や財務制限条項に関わる記載事項などが投資判断に与える影響の程度や、関連当事者との取引や大株主の状況に関する記載事項などが財務報告の信頼性に与える影響の程度で判断する。
 - b) 金額的重要性の留意点
 - c) 重要な欠陥に該当するかどうか検討すべき不備
- (8) 内部統制監査報告書
 - 監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財

務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、内部統制監査報告書により意見を表明しなければならず、内部統制監査報告書は、原則として、財務諸表監査における監査報告書に合わせて記載するものとする（内部統制監査の基準 4. (2)）。したがって、内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書は一つの監査報告書として一体的に作成する方法を原則とする。

- 内部統制監査報告書は、基本的に「内部統制監査の対象」、「実施した内部統制監査の概要」及び「内部統制報告書に対する意見」という三つの区分に分けて記載する。
 - a) 評価範囲に制約がある場合
 - ① 監査人が評価対象とすべきであると判断する内部統制が経営者により評価されなかった場合 → 範囲限定意見不表明
 - ② 経営者による内部統制評価の対象範囲外の領域から重要な虚偽の表示が監査人により特定された場合 → 評価範囲の制約
 - ③ やむをえない事情がある場合 → 無限低適正範囲限定、意見不表明
 - b) 内部監査報告書の監査意見
 - ① 無限定適正意見
 - ・ 内部統制報告書は有効であり、評価範囲、評価手続及び評価結果の記載が適切
 - ・ 内部統制報告書は重要な欠陥があるため有効でない旨及び是正できない理由を記載しており、評価範囲、評価手続及び評価結果の記載が適切
 - ・ やむを得ない事情により一部について十分な評価手続を実施できなかったが、内部統制報告書は有効であり、評価範囲、評価手続及び評価結果が適切
 - ② 意見に関する除外事項を付した限定付適正意見
 - ③ 不適正意見
 - ・ 監査人が特定した重要な欠陥を経営者は特定しておらず、内部統制報告書に記載していない場合
 - ・ 内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果に関して、内部統制報告書の記載内容が事実と異なり、著しく不適切な記述がある場合
 - ④ 意見不表明
 - ・ 重大な災害の発生等により経営者が実施した評価範囲に制約が生じた場合
 - ⑤ 監査範囲の制約に関する除外事項を付した限定付適正意見

- ・経営者の実施した内部統制の評価範囲が一部不十分であるが、経営者の評価結果そのものは適切である場合

Ⅲ. 質疑応答

Q1. 会社法監査と内部統制監査の関係についてお話をいただきましたが、内部統制監査の結果について監査役への報告は必要ないか？

A1. 内部統制監査の監査人が監査役とコミュニケーションをとることは必ずしも禁止されていない。適宜行ってよいと考える。

Q2. 企業規模に応じた適切な内部統制監査とはどのようなものか？

A2. まだ適切な具体例はない。

Ⅳ. 所感

講師の伊藤様は、企業会計審議会の「実施基準」の作成に続き、今回の公認会計士協会の「実務上の取扱い」の作成にも参画されており、内部統制監査について幅広いお話を頂いた。前半の「制度概要」では、当制度の概要と動向について要領よくまとめていただき、後半においては、「実務上の取扱い」の膨大な内容について、よく整理されたレジュメと具体例でお話しいただき、大変参考になった。

特に、今回のガイドラインで初めて示された“スプレッドシート統制の例”は、IT 統制の具体例として興味深く、今後の EUC の方向性を示す上でも大変重要であると感じた。また、“内部監査報告書の監査意見”は、監査人の意見を表で分かりやすくまとめていただき、監査意見の表明パターンとその内容を具体的に知ることができた。伊藤様には改めて感謝申し上げます。

以上

第 133 回月例研究会報告

No693 福田啓二

日時:2007年10月18日(木) 18:30-20:30

場所:御茶ノ水 総評会館

演題:「保証型情報セキュリティ監査の概念フレームワーク」

講師:工学院大学情報学部教授 大木栄二郎氏

1. はじめに

今回は、日本セキュリティ監査協会 (JASA) で、保証型情報セキュリティ監査の促進プロジェクトを推進されている大木栄二郎氏を講師に迎えて開催された。大木氏は、日本アイ・ビー・エム在籍中に、セキュリティコンサルティング分野を確立されたことでも知られている。

講演の冒頭、セキュリティコンサルティングを始めた'95~'96年当時を振り返り「当初、情報システム及びネットワーク方面のコンサルに携わっていたが、

顧客の状況に接する中で、情報セキュリティ対策の必要性を感じた。それで『日本を救おう』という気概でセキュリティコンサルティング活動を始めた。それほど、当時は大企業においてもセキュリティ対策はかんばしくない状況にあった」と紹介された。

2. 講演の概要

(1) 情報セキュリティ監査とは

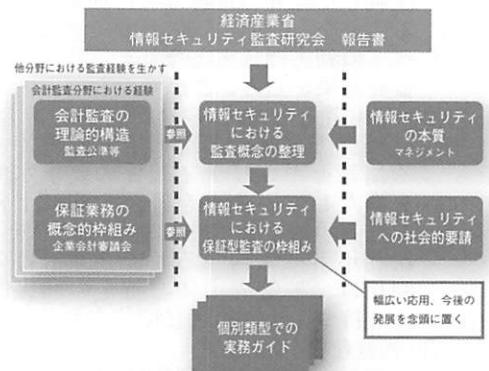
情報セキュリティ監査制度は、2003年3月の経済産業省「情報セキュリティ監査研究会報告書」が出发点である。これに対し、監査の歴史は、紀元前4千年・バビロニアでの税金徴収までさかのぼることができ、有限責任の考え方が誕生する契機となった「南海バブル事件(1720英)や、1929年の大恐慌(暗黒の木曜日)により、監査制度が整備され現在に至るまでに、監査理論が集積されてきたと言える。

情報セキュリティ監査の理論構造を考える上で、体系化された会計理論・監査理論に、情報セキュリティマネジメント理論という新しい概念を加味して、科学的アプローチとして整理することが必要であると考えた。つまり、監査人は被監査主体に責任を負うとともに、監査報告書の利用者にも責任を負う。被監査主体の主張が信頼できることを保証するという理論を情報セキュリティ監査にも当てはめた。

前述研究会報告書で助言型と保証型という2つの類型が紹介されている。ただし、現状はほとんどが助言型監査であり、JASAでは、助言型主体から保証型への発展を図るための検討を進め、監査人資格や審査制度などの検討・整備を行ってきた。

(2) 保証型監査促進プロジェクトの紹介

JASAでは、保証型監査の促進に関するプロジェクトを設置し、下図の枠組みに沿って検討を進め、理論的枠組



※日本セキュリティ監査協会 Web サイトより

みの構築を図った。また、保証型監査を普及させるための、優先領域の選定、監査契約書、監査報告書のひな型の策定や、業務委託先を例とした枠組みの検討、およびパイロット監査の実施検討を行うなどの作業が進行している。

- (3) 保証型情報セキュリティ監査の概念
 フレームワーク 概念フレームワーク作成においては、まず情報セキュリティ監査と会計監査の相違を挙げ、以下のような相違点を挙げた。

| | |
|-------|--|
| 対 象 | 情報活動 vs 経済活動 自然人 vs 法人 技術的裏づけの必要度 |
| 社会的要請 | 市場の成熟度 任意監査 vs 法定強制監査 監査報告の利用法監査人の資格要求 |

特に「情報活動」と「経済活動」という対象の違いが顕著である。一方は「通貨」という明確な尺度があるのに対し、セキュリティの尺度は「リスクの大きさ」であり、尺度の違いにつながる。それを図示すると以下ようになる。

| | 情報 | 会計 |
|------|----|----|
| 順序尺度 | ○ | ○ |
| 間隔尺度 | × | ○ |
| 比例尺度 | × | ○ |

これらを踏まえ、ニーズに応えるべく、監査手続きの十分性と監査報告書の利用者の特定を重要なポイントとして、3方式に類型化されている。

1) 社会的合意方式

情報セキュリティ管理基準や監査基準に沿い、監査テーマに関して監査意見を表明するに十分な手続きをふみ、その結果をすべての利害関係者たり得る利用者に報告する方式。監査結果を記載した監査報告書は特に制限を設けることなく公開することができる。すべての利害関係者となりえる利用者が監査結果を知ることができる

2) 利用者合意方式

被監査主体が1次利用者の期待する情報セキュリティ確保の要求水準を満たしているかを確認するに十分な監査手続きを実施し、その結果を1次利用者に報告する。監査報告書の利用は、被監査主体と特定の利害関係を持つ1次利用者に限定される。

3) 被監査主体合意方式

被監査主体が、利害関係者に向けて説明するために、特定の監査テ

マを定め、その監査手続きを監査人と相談し合意の上で定める場合で、かつ、監査テーマと監査手続きについて監査報告書の利用者の確認がある場合。

このフレームワークでは、「被監査主体の経営者が、監査報告書の利用者に対して行う、『被監査組織において情報セキュリティに関するマネジメントとコントロールを適切に行っている旨』を内容とする主張」すなわち、被監査主体の言明（アサーション）に対して、監査人が保証を与えるスキームがとられている。

このフレームワークの詳細は後述の参考資料をご参照頂きたい。

尚、現在進行中の取り組みとして、地方公共団体セキュリティ対策支援フォーラム（LSFORUM）のオーデイトレディ（Audit Ready）プログラムの検討報告が公表されており、この分野での保証型監査の普及活動が進められている。

●質疑応答

Q 尺度の問題について、間隔尺度は×ではなく△ではないか。リスクを保険として掛ける場合、リスクの程度の金銭的尺度が保険として形成されつつあるように思う。そういう意味で△でよいのではないか？

A リスク対策の結果、リスクがどれだけ下がったかが間隔尺度になる。ただし、監査人がどれだけリスクが下がったかについて意見が言えるほど、尺度として成熟していないという意味で、あえて×にしている。

●参考資料

- ・保証型監査の概念フレームワーク
<http://www.jasa.jp/kansa/wframework/index.html>
- ・保証型監査ガイド
<http://www.jasa.jp/kansa/wguide/manual.html>
- ・オーデイトレディプログラム検討報告書
http://lg-sec.jp/kansa_doc2.html
- ・監査の歴史や監査理論について
 「監査論の基礎知識」
 石田三郎著（東京経済情報出版）

3. 所感

保証型監査については、実際「何を保証する」「保証の根拠を何にするか」という点で非常に難しい問題と捉えている方が多いと思う。そんな中で、会計・監査理論および会計と情報セキュリティの尺度の違いに着目するなど、理論的な検討を時間をかけて進めてこられた取り組みとその意義に触れることができて、共感するところも大きかった。パイロット監査の進展も含め、今後の動向に注目したい。

熊本市行政情報化セミナーのご報告

副会長 小野修一

法人部会では、全国の地方自治体に対して、「情報セキュリティセミナー」を企画していただき、法人会員を講師として派遣する事業を案内・実施しています。

この度、熊本県様から、同県が定期的に行っている行政情報化セミナーの一環として、情報セキュリティに関するセミナー実施・講師派遣の依頼があり、去る10月9日(火)、「地方自治体における情報セキュリティ対策の重要性と具体例」と題して、私がセミナー講師を務めましたので、ご報告します。

セミナーには、管理職の方、情報化推進責任者の方を中心に、同県の約100名の職員の皆様に参加されました。最初に、高度情報化推進本部長(CIO)を務められている安田同県副知事から、同県は情報化の推進に積極的・継続的に努めていること、中でも情報セキュリティ対策は非常に重要と考え対応を進めていること、今回のセミナーもその一環として企画されたものであることなどのお話がありました。同県の情報セキュリティに対する前向きな取り組み姿勢を実感しました。

その後、80分の時間をいただき、次の内容でお話をしました。

- ・情報セキュリティとは
- ・情報セキュリティ対策のポイントと実際の組織的セキュリティ対策のポイントと実際の人的セキュリティ対策のポイントと実際の物理的セキュリティ対策のポイントと実際の技術的セキュリティ対策のポイントと実際のISMSについて
- ・地方自治体における情報セキュリティ対策の状況と施策

参加された皆様は、メモをとりながら熱心に私の話を聞いてくださいました。私もその雰囲気によって押し込まれた形で話に熱が入り、予定していた時間をオーバーする形でお話をしました。今回のセミナーが、同県の情報化の推進、情報セキュリティのレベルアップに少しでも貢献できたことすれば幸いです。

以上

自治体向けセキュリティセミナー
(2007年第1回)を開催しました

法人部会

法人部会の活動として現在進めている「自治体向け情報セキュリティセミナー」について、2007年第1回セミナーが千葉市において開催されました。2007年8月23日および24日の二日間にわたって、午前と午後の合計4回のセミナーでした。

対象者は、千葉市の各課および市立小・中・特別支援学校の情報化推進担当者です。各回110名程度が集まり、4回合計約450名のセミナーでした。

千葉市は、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーの制定に早くから取り組んでおり、ホームページにも発表されています。情報セキュリティ教育に今後の重点を置いていく企画のようです。

当日は、約3時間の講演(講師は法人部会会員梅津尚夫)であり講演内容は、次のような内容でした。

1. 情報セキュリティの必要性
(電子自治体と個人情報保護)
2. 脅威とリスクについて
(多発する情報セキュリティ事件・事故)
3. セキュリティを守るための対策
(全員の心構えがセキュリティの基本)
4. 情報セキュリティを取り巻く諸制度
(個人情報保護関連の法制度)

各回3時間という長時間であったが、聴講された皆さんは大変熱心に話しを聞かれて、それぞれそれぞれの部署で今後何をしなければならぬかを理解されました。特に学校関係の方は市内の小学校、中学校などそれぞれの学校を代表して出席している方であり、それぞれの学校に持ち帰って現場での情報セキュリティ対策を徹底させる決意を新たにさせていただけたと思われまます。熱心に聞いていただけました。

窓口になっていただいた千葉市企画調整局情報政策課の皆様、ありがとうございました。

以上

平成 19 年度第 9 回理事会議事録

日本システム監査人協会

1. 日時：平成 19 年 10 月 11 日（木）
10：30 - 20：45
2. 場所：星陵会館 3F 会議室
3. 出席者 鈴木（信）、小野、富山、蓮見、吉田（裕）、和貝、馬場、岩崎、金子、蒲ヶ原、斉藤、竹下、力、仲、吉田（博）、福田、勝田（監事）
4. 資料
 - (1) 商標権使用許諾契約書（案）（事務局）
 - (2) 期中会計監査報告（勝田監事）
 - (3) 2007年度業務監査（通知）（勝田監事）
5. 審議事項
 - (1) 商標権使用許諾契約書（案）について
前回の理事会において、継続審議となった「公認システム監査人」名義の使用許可申請についての審議事項について、事務局から「商標権使用許諾契約書」(案)(資料(1))が提出され、仮議長に小野副会長を選任し、審議を行った。（採決時には、事業責任組合設立予定者は退出）その結果、前回において審議した結論を確認した後、提出された契約書（案）を以下のとおり修正し、承認された。
 - ①条文1. (3)：使用料に関する記述
「法人部会に加入しない場合は、法人としての協会会費以上の別途定める使用料を支払うものとする。」
→「法人会員に加入しない場合は、法人としての協会会費を超える別途定める使用料を支払うものとする。」
 - ②条文2.4)：締結日（効力が発生する日）
「契約締結日以後に乙の設立効力発生日がくる場合は、本契約は乙の効力発生日に有効となるものとする。」
→削除
(注) 登記が成立した日に締結するものとする。（締結日は、登記日）
 - ③その他
内容の表現、平仄（ひょうそく）を見直し、契約書としての体裁を整える。
6. 理事報告事項
 - (1) 平成 19 年度秋期 公認システム監査人等の募集状況について（鈴木（信））公認システム監査人 15 人、システム監査人補 18 人、計 33 人である。（メールで報告済み）
 - (2) 法人部会（小野）

- ①新規法人会員 2 社の入会があった。
 - ・(株)エスプランニング
 - ・ペリジョンソンコンサルティング(株)
- ②自治体セミナーを実施。
 - ・熊本県様；10/9 実施
 - 講師は小野副会長
 - 参加者：約 100 名
- (3) 20 周年記念事業（小野）
 - ①システム監査のこれからの 10 年アンケート
 - ・9 月 30 日で締め切った。
 - ・約 180 件の回答あり
 - ・一次分析を行い、その後二次分析を行う。
 - ・12 月末までには、集計を行い、協会意見も付与する予定。
 - (4) 九州支部からの報告（福田）
 - ①理事会での報告・検討内容
 - ・支部における 20 周年記念事業の後援団体の選定については、支部に一任する。
 - ・ネットワークセキュリティワークショップ 2007（越後湯沢）に参加した。内容を会報に掲載のこととする。
 - (以下はメールでの報告事項)
 - ②9 月度月例会（第 204 回）
日時：平成 19 年 9 月 22 日（土）
14:00 ~ 17:00
会場：福岡市 N P O ・ボランティア交流センターセミナールーム
内容：
 - ・ビデオ視聴 第 130 回月例研究会（2007 年 7 月 26 日開催）
「経済産業省”システム管理基準 追補版（財務報告に係る IT 統制ガイドランス）”の解説」
監査法人トーマツ パートナー 和貝享介氏
・システム監査関連トピック（熊本市の包括外部監査）紹介
(次回開催予定)
 - ③10 月度月例会（第 205 回）
日時：平成 19 年 10 月 27 日（土）
14:00 ~ 17:00
会場：福岡市 N P O ・ボランティア交流センター セミナールーム
内容：
 - ・ビデオ視聴 第 131 回月例研究会「はじめての内部統制 ～どこまでやるの IT 全般統制～」
 - ・ネットワーク・セキュリティワークショップ in 越後湯沢報告
 - ④11 月度 大分合同セミナー
日時：平成 19 年 11 月 10 日（土）
13：00 ~ 17：05
会場：大分市コンパルホール 304 会議室
主催：中小企業診断協会大分県支部 ITC 大分
日本システム監査人協会九州支部

内容:(1)「企業をいかにして継続していくか」
大分大学経済学部 准教授 本谷り氏
(2)「小規模後発企業のネットを活用した事業展開の可能性について」
有限会社インテリジェントパーク 代表取締役
荒添美穂氏
⑤ 12月度月例会 (第206回) 兼 九州支部総会
日時:平成19年12月22日(土)
14:00~17:00
会場:福岡市NPO・ボランティア交流センターセミナールーム

(5) 事務局 (馬場)

①当協会が主催して他団体が後援する講演会等に参加した場合の他団体に係る取得ポイントについては、窓口者を通して、事前に関係する他団体に確認・了解を得た後、取得ポイントを案内状に掲載すること。(他団体とのトラブルを避ける)
会計士協会窓口:沼野理事、その他は、SAAJ主催者が事前確認する。
②当協会のホームページに、研究会の活動の状況を掲載することとしたい。
トップページからリンクする。別途HP担当から関係理事に照会する。(岩崎)

(6) 個人情報保護研究会 (蓮見)

10月26日のPマークセミナーは、まだ空きがあります。理事の皆さんにも、周りの方に積極的に声を掛けていただき、参加を呼びかけていただくようお願いします。

(7) 教育担当 (鈴木 (実))

①平成18年春期から実施されている情報処理試験のテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)の合格者を公認システム監査人認定制度の特認対象として追加する。
制度の変更、特認コースの内容等について、原案を11月末までに事務局に提出する。(鈴木(信)、岩崎)

(8) 事例研究会 (吉田 (裕))

①第10回システム監査実務セミナー(9/1, 2, 9/8, 9)は、実施済み(13名出席)
②第11回は、(2/9, 10, 23, 23)に開催する予定
③内部統制セミナー(第4回)を12/8, 9に開催する予定。
④第5回1/28, 29, 30 第6回3/17, 18, 19を予定。
来年度は、隔月開催を検討する。

(9) 20周年記念講演会及びスケジュール(2/18開催)

現時点での素案は、次のとおりである。
<場所:総評会館>

- ①総会(午前中)
- ②記念講演1:日本公認会計士協会会長 増田宏一氏によるご講演
- ③記念講演2:株式会社東京証券取引所常務取締役 (最高情報責任者) 鈴木義伯氏によるご講演
- ④「システム監査、これからの10年」(日本システム監査人協会)
- ⑤「日本システム監査人協会活動のご紹介」(日本システム監査人協会)
- ⑥懇親会

(10) CSA 推進担当 (力)

①10月末を目標に協会ホームページを作成中である。
②テストのためのURLを連絡するので、理事に確認テストをして欲しい。

(11) 会報担当 (竹下)

①99号は、10月上旬発送済み。今までの会報の総集編を特集として掲載。
②100号は、20周年の前夜祭号として特集する予定。
12月の発行を少しずらし、20周年記念事業の案内を掲載する予定。
③その他の情報
韓国から「電子政府を作るための……」法律を受領した。
自治体のシステムのあり方等が記述されているので、概要を会報に掲載する。

(12) 近畿支部 (吉田 (博))

①支部の運営規約を制定する件については、支部独自の問題であり。協会の定款に抵触しない範囲において、支部で決定することができる。
(以下メールでの報告事項)
②第104回定例研究会
日時:平成18年9月21日(金)
18:30~20:30
場所:大阪市生涯学習センター 第2研修室(大阪駅前第2ビル6階)
テーマ1:
「システム管理基準に基づくエンベデッドシステム開発のガバナンスの研究」
講師:三洋電機株式会社 浦上豊蔵氏
テーマ2:
「内部監査としてのシステム監査の実施事例」
講師:亀田裕和氏(情報技術開発株式会社 監査室 上席調査役)
テーマ3:
「プライバシーマーク審査員登録制度の概要」
講師:清水美夫氏(清水総合研究所 代表)
出席数:25名
③第12回システム監査勉強会(予定)

日 時：平成 19 年 10 月 20 日（土）
13：00～15：00

場 所：大阪市大文化交流センター大セミナー室（大阪駅前第 2 ビル 6 階）

テーマ：

「米国 SOX 法対応の IT 内部監査の課題と対応」
講師 NEC システム・サービス事業推進本部 統括マネジャー 清水美欧氏
SAAJ 本部第 129 回月例研究会 (2007/6/19) の VTR を視聴し、討議します。

④システム監査実践セミナー 2 日間コース（近畿支部主催）(予定)

日時：平成 19 年 11 月 23 日（祝）～ 24 日（土）

1 日目 13：00～21：00

2 日目 9：00～16：00

場 所：三洋電機 研修センター

申込期限：平成 19 年 10 月 7 日（日）

<理事会メールによる報告は、以下のとおり。>

(13) 北信越支部（森）

9 月 15 日新潟県例会を実施。

新潟県例会の様相について支部内でインターネット動画配信を 10 月 8 日より実施している。実施状況について、質問があれば説明する。

1. 内容

・新潟県例会

「企業価値の分析」白井 正氏 約 1 時間

「研究テーマの進捗」宮本氏、森 約 1 時間

(14) 中部支部報告事項（若原）

SAAJ/JSAG 中部支部 2007 年度合同合宿（参加者募集中）

日時：2007/12/1～2 日

主催：SAAJ 中部支部 / JSAG 中部支部

内容（予定）：

「大規模プロジェクトを失敗させない秘訣について」

栗山孝祐 様

「保証型情報セキュリティ監査の 3 類型と

利用ケースの紹介」澤田裕也 様

「短大（大学）改革の難しさについて」

石井成美 様

そのほか、グループ演習を予定

議事録確認

議長 鈴木信夫
議事録署名人 岩崎昭一
馬場孝悦
以上

次回理事会開催予定

日時：平成 19 年 11 月 8 日（木）

18：30～

場所：星陵会館

平成 19 年度第 10 回理事会議事録

日本システム監査人協会

1. 日 時：平成 19 年 11 月 8 日（木）
18：30～20：30

2. 場 所：星陵会館 3F 会議室

3. 出席者：鈴木（信）、小野、富山、蓮見、吉田（裕）、小野、馬場、鈴木（実）、岩崎、金子、蒲ヶ原、斉藤、竹下、仲、吉田（博）、福田、桜井、櫻井、勝田（監事）

4. 資料

(1) 「特別認定制度」の一部変更の件（案）
（鈴木（実）理事）

(2) 研究会活動の SAAJ ホームページへの掲載について（案）（岩崎理事）

(3) 個人情報保護監査研究会報告（蓮見理事）

5. 審議事項

(1) 「特別認定制度」の一部変更について
教育研修委員会から「特別認定制度」の一部変更について提案が出された。

提案内容：平成 18 年度から情報処理技術者試験に追加された「情報セキュリティ」資格を、当協会の「特別認定制度」の所有資格に加える。

具体的には、当該資格を「特別認定制度」の所有資格の中の「情報処理技術者 B」に含める。

→審議の結果承認された。

実施時期は、平成 20 年度春の「公認システム監査人」募集からとし、募集開始時期は 2～3 月頃となる予定である。

6. 理事報告事項

(1) 法人部会（小野）

①システム監査のこれからの 10 年アンケート
・9 月 30 日で締め切った。

・167 件の回答あり

・12 月末までに集計を行い、理事会に報告する。

・会報 12 月号に集計結果をグラフで報告する。
協会意見は 1 月以降の会報に掲載する。

(2) 事務局（馬場）

①各研究会の活動報告を、ホームページに掲載するよう検討を進めている。

②情報システム・ユーザ会連盟主催のシステム監査講演会が本日開催された。

当協会は、後援団体の第 1 番目に名前が掲載されている。

協会パンフレット、システム監査普及サービス等の紹介パンフレットを会場入り口で

配布した配布した。

(3) 九州支部 (福田)

① 10 月度月例会 (第 205 回)

日時: 平成 19 年 10 月 27 日 (土)

14:00 ~ 17:00

会場: 福岡市 N P O ・ ボランティア交流センター セミナールーム

内容:

・ビデオ視聴 第 131 回月例研究会

「はじめての内部統制〜どこまでやるの IT 全般統制〜」

・ネットワーク・セキュリティワークショップ in 越後湯沢報告 参加: 8 名

ITC 沖繩、日本システムアナリスト協会 (JSAG) 九州支部 合同定例会

日時: 平成 19 年 11 月 3 日 (土) 13:00-17:00

会場: 沖縄県産業支援センター (那覇市)

後援: 日本システム監査人協会九州支部

内容: (1) 「ISO20000 と IT サービスマネジメント」ITC 沖繩 平良弘氏

(2) 「IT 技術者スキル向上策あれこれ」

JSAG 九州支部 (SAAJ 会員) 福田啓二氏

(3) 「IT 化人材育成の理想と現実-産構審報告から」JSAG、ITCA 会員 清水順夫氏

(4) 「活動報告、自己紹介」

・ITC 北海道、JSAG 北海道支部活動紹介 ITC、JSGG 北海道 (SAAJ 会員) 谷口浩章氏

・参加者全員

参加: 19 名 (内、SAAJ 会員 5 名)

(次回開催予定)

③ 11 月度 大分合同セミナー

日時: 平成 19 年 11 月 10 日 (土)

13:00 ~ 17:05

会場: 大分市コンパルホール 304 会議室

主催: 中小企業診断協会大分県支部

ITC 大分

日本システム監査人協会九州支部

内容:

(1) 「企業をいかにして継続していくか」

大分大学経済学部 准教授 本谷るり氏

(2) 「小規模後発企業のネットを活用した事業展開の可能性について」

有限会社インテリジェントパーク

代表取締役 荒添美穂氏

④ 12 月度月例会 (第 206 回) 兼 九州支部総会

日時: 平成 19 年 12 月 22 日 (土)

14:00 ~ 17:00

会場: 福岡市 N P O ・ ボランティア交流センター セミナールーム

(4) ホームページ (岩崎)

① 各研究会の活動報告のホームページへの掲載について趣旨

・ホームページの充実を図る。

・各研究会の活動を協会内外へ PR する。

・各研究会への参加を奨励する。等

画面推移は次のとおり。

協会トップページ→各研究会トップページ

→詳細ページ (活動報告)

◆ (依頼事項)

各研究会の主旨はホームページに掲載する記事を提出してください。

期限: 11 月末日

(5) 事例研究会 (吉田)

① 普及サービス (スモール h 社) は、1 月に監査報告会を開催する。

② 12 月 8、9 日の第 4 回内部統制セミナーに 4 名の申込みがあった。

10 名目標にしている。

③ 1 月に第 5 回内部統制セミナーを開催する予定。

④ 2 月に第 11 回実務セミナーを開催する予定。

⑤ 3 月に第 6 回内部統制セミナーを開催する予定。

(6) 教育委員会 (鈴木 (実))

本日の審議事項 (1) 「特別認定制度」の一部変更について補足説明。

提案の内容について、教育委員会で論議し案を教育研修の委託企業 2 社

に意見を求めた。2 社ともぜひ進めて欲しいとの賛同を得た。

(7) 個人情報保護委員会 (蓮見)

① PMS セミナー (10/26) 実施の報告

受講者 20 名 アンケート回答者 17 名

受講者内訳 SAAJ: 6 名

GRAPHICS: 1 名

JSSA: 1 名 JSSA: 2 名

ISACA: 1 名 JFPI: 1 名

JISA: 2 名

会員区分なし: 10 名 (重複あり)

おおむね、好評であったと考える。

② 個人情報保護マネジメントシステム実務マニュアルは順調に売れている。

付録の CD 第二版は完売した。現在収支をまとめている。

③ 今後の活動について

・「個人情報保護マネジメントシステム実務者養成セミナー」は、来年 4 月までに再度実施する予定。

・「個人情報保護内部監査人養成セミナー」実施の提案があったため、来年度の計画に入れることとし、実施体制等を検討している。

④ PM 審査員研修機関の申請について

JIPDEC は PM 審査員研修機関を外に出すことを検討しているが、その場合、当協会が研修機関として認定を受けられる

よう提案したい。

→論議の内容

・研修機関として認定を受けるのは想像以上に難しいのではないか。

しっかりした組織づくりが必要。

・当協会は、公認システム監査人の「特認研修」を外部企業に委託している。そんな中で、研修機関を運営できる体制ができるのか、よく検討していただきたい。

→論議の結果

・今回は仮提案として論議した。ちゃんとした運営体制が組めるのか、もっと詰めた上で提案いただきたい。

(8) 会報 (竹下)

①次回会報は100号となる。構成を刷新し、20周年記念と併せて新年特大号としたい。

記事案

・「今後のシステム監査を考える」(仮題)等をテーマとしてディスカッションし、それを記事にする。

・20周年プロジェクトの活動内容を記事にする。

・CSA推進委員会の活動内容を記事にする。

・「情報システム監査実践マニュアル」のコラムの内容を発展させライトし記事にする。

②会報100号の発行は1月15日を予定している。

このため原稿締め切りは、12月15日。

(9) システム監査講演会報告 (斉藤)

本日(11/8)に情報システム・ユーザ会連盟主催の「システム監査講演会」に参加し、協会パンフレット、内部統制セミナー紹介等の資料を配布した。

講演会参加者は、約600名であった。

(10) 近畿支部 (吉田)

①支部規約について、検討作業を開始

②第12回システム監査勉強会

日 時:平成19年10月20日(土)

13:00~15:00

場 所:大阪市大文化交流センター 大セミナー室 (大阪駅前第2ビル6階)

テーマ:「米国SOX法対応のIT内部監査の課題と対応」

講師 NEC システム・サービス事業推進本部 統括マネジャー 清水美欧氏

SAAJ 本部第129回月例研究会(2007/6/19)のVTRを視聴し、討議した。

出席数:16名

③第105回定例研究会(予定)

日 時:平成19年11月15日(木)

18:30~20:30

場 所:大阪市大文化交流センター 大セミ

ナー室 (大阪駅前第2ビル6階)

テーマ:「情報セキュリティへの実装レベルを考察する」-システム監査この10年の歩みから残された課題-

講師:安本哲之助氏(元日本システム監査人協会 近畿支部会長)

④システム監査実践セミナー2日間コース(近畿支部主催)(予定)

日 時:平成19年11月23日(祝)~24日(土)

1日目 13:00~21:00

2日目 9:00~16:00

場 所:三洋電機 研修センター

参加予定:8名

(11) 月例研究会

11月6日第134回月例研究会を開催した。

「共通フレーム2007(SLCP)」について講演してもらった。

(意見)同一テーマに対して講師4人で講演していただいたが、事務局として人数を絞る等の工夫をしてほしい。

(12) 監事報告(勝田)

本年度の業務監査を11月12日に協会事務室で実施する。

(13) 基準研究会(小野)

IT統制監査実践マニュアル」本について

①11/21に工業調査会へ原稿引渡しを目標に各原稿のレビュー中。

②11/5経済産業省情報セキュリティ政策室金井様を訪問し、

「刊行に寄せて」原稿を依頼し快諾していただきました。

③総会(2/18)には出来上がっている予定。

(14) 会長依頼事項

①現理事の任期は、今年度までである。11月末日までに今後の理事の

任期についての意思を会長または事務局長あてに通知のこと。

②支部は支部長が取りまとめ報告のこと。

(15) その他

①会長から、橘和副会長の入院後の経過について、だいぶ良くなっている旨報告があった。

②初期のホームページ作成に尽力された会員の齋藤登志勝様が薨去され、協会として弔電を打ったことの報告があった。

<理事会メールによる報告は、以下のとおり。>

(16) 中四国支部(溝下)

①10月度月例会

日時:2007年10月22日(月)

18:30~20:30(2時間)

場所：広島市まちづくり市民交流プラザ会議室 C

内容：

(1)「はじめての内部統制～どこまでやるの I T全般統制～」(ビデオ視聴及び情報交換)

(2) その他、意見交換

20周年記念講演の件等。

②次回の予定

11月度月例会

日時：

2007年11月21日(水)

18:30～20:30(2時間)

場所：

広島市まちづくり市民交流プラザ 会議室 A

内容：

(1)「日本公認会計士協会の「内部統制の監査に関する実務上の取り扱い」の解説」(ビデオ視聴及び情報交換)

(2) その他、意見交換

(17) 中部支部 (若原)

① SAAJ/JSAG 中部支部 2007 年度合同合宿 (参加者募集中)

日時：2007/12/1～2日

主催：SAAJ 中部支部 / JSAG 中部支部

内容(予定)：

「大規模プロジェクトを失敗させない秘訣について」
栗山孝祐 様

「保証型情報セキュリティ監査の3類型と利用ケースの紹介」

澤田裕也 様

「短大(大学)改革の難しさについて」

石井成美 様

そのほか、グループ演習を予定

議事録確認

議長 鈴木 信夫

議事録署名人 金子 長男

馬場 孝悦

以上

*次回理事会開催予定

日時：平成19年12月13日(木) 18:30～

場所：星陵会館

平成 19 年度第 11 回理事会議事録

日本システム監査人協会

1. 日時 平成 19 年 12 月 13 日(木) 18:30-21:00
2. 場所 星陵会館 3F 会議室
3. 出席者 鈴木(信)、小野、吉田(裕)、馬場、沼野、力、松枝、蓮見、竹下、金子、蒲ヶ原、仲、原、九州支部：福田、近畿支部：吉田(博)、桜井(由)、勝田(監事)
4. 議題
 - 4.1. 審議事項
 - (1) 役員選出規定の改定(第3条、会員が立候補者を推薦できる数を「3名」から「8名」にする。理事会定員の20%までとする)
 - 4.2. 報告事項
各担当理事
5. 資料
 - ①役員選出規定(事務局)
6. 審議事項
 - (1) 役員選出規定の改定について
 - ・鈴木会長より資料①の説明がなされ、検討し、承認された。
7. 理事報告事項
 - (1) 事務局(馬場)
 - ①総会通知(往復はがき)を1/18迄に発送する。(内容)
 - ・総会への出欠と委任
 - ・20周年記念講演の案内と申込み方法は別途通知する旨
 - ②総会資料作成依頼を現主査と支部長に資料書式を添付してメールする。編集を円滑に行なうために、資料書式を活用して欲しい。
 - (2) 会計(蒲ヶ原)
 - ①経費支払及び交通費等の請求は、12/26までに請求書を事務局会計宛に郵送すること。
 - ②来年予算原案を12/26まで事務局会計宛にメールにて送付すること。
20周年関連の経費は、本部・支部まとめて20周年の括りで提示すること。
その中で資料代、講師料、会場費などに分けて予算化すること。
1/10の理事会で草案を提示し確認するので必ず期限までに送付すること。
 - ③今年度源泉徴収が発生している方には全員に支払調書を送付します。

(3) 事例研 (吉田)

①普及サービス (h社)

11月末で本調査終了し、現在報告書作成中。
今週末(12/15,16)に合宿してまとめ、1月に報告会を開催する予定。

②内部統制セミナー

- ・第4回(12/8,9):12名の申込みで、10名が受講。アンケートでは好評。
- ・来年からは、平日に通い(10:00~17:00で3日間)で総評会館で実施する。第5回(1/28~30)、第6回(3/17~19)

③実務セミナー

第11回(2/9,10,23,24) g社の教材使用。

(4) 個人情報保護監査研究会

- ・Pマーク審査員研修機関の申請について実現可能性を再検討したが、必要な人数の協力者が集まらなかったため断念する。

(5) 会報 (竹下)

①100号

- ・年明け発送予定。今週末(12/15)原稿締め切り。
- ・目玉は20周年記念「これからの10年」のアンケート集計結果の概要発表。
- ・20周年記念講演会の案内及びHPからの申込み案内も掲載する。

(6) 法人部会 (小野)

①「これからの10年」のアンケート

- ・次号の会報に第1報として、集計結果および自由意見の集約結果を載せる。15ページ前後の予定。なおアンケート回答総数は167。
- ・会報に載せる原稿は理事会MLにもUPする。また、法人部会で分析作業を行っており、分析結果・法人部会の意見を年明けまでにまとめ、理事会MLにUPし、ご意見をいただく予定。

②法人会員

- ・新規入会の申込みがあり、依頼により見積書を作成し、事務局から送付した。

③自治体向け情報セキュリティセミナー

- ・東京都のある自治体から依頼があった。
- ・1月末開催予定。4回に分けて実施し、合計6時間半。
- 依頼により見積書を作成し、事務局から送付した。

(7) 月例研究会 (沼野)

- ①次回は1/22(火):講師は松枝理事でテーマは「IT統制監査実践マニュアルの出版案内」

(8) CSA 利用推進 (力)

①ホームページ

- ・12/7にCSA関連ページをリニューアルした。
- ・目的別にコンテンツを並べ変えた。
- ・前向きな意見求む。
- ・研究会のページもまとまり次第順次掲載する。

(9) システム監査基準研究会 (松枝)

①「IT統制実践マニュアル」

- ・11/21に初稿提出。今週中に第1校到着予定。
- ・Cobitの引用許可願いを、英訳した書籍概要を付けてITガバナンス協会の米国本部に提出しているが現在まだ回答なし。
- ・出版予定時期は伝えてある。
- 再度、督促してみる。

(10) 近畿支部 (吉田博)

①第105回定例研究会

日時:平成19年11月15日(木)
18:30~20:30

場所:大阪市大文化交流センター 大セミナー室(大阪駅前第2ビル6階)

テーマ:「情報セキュリティへの実装レベルを考察する」-システム監査この10年の歩みから残された課題-

講師:安本哲之助氏(元日本システム監査人協会 近畿支部会長)

出席者:45名

②システム監査実践セミナー2日間コース(近畿支部主催)

日時:平成19年11月23日(祝)~24日(土)

1日目13:00~21:00

2日目9:00~16:00

場所:三洋電機 研修センター

参加者:8名(1名論文辞退で7名修了)

③第13回システム監査勉強会(予定)

日時:平成19年12月15日(土)
13:00~15:00

場所:大阪大学中之島センター 2階 講義室1

テーマ1:「経済産業省“システム管理基準 追補版(財務報告に係るIT統制ガイダンス)”の解説」

講師:監査法人トーマツ パートナー 和貝享介氏

テーマ2:「はじめての内部統制 ~どこまでやるのIT全般統制~」

講師:元 キヤノン株式会社 榎本吉伸氏

- ④20周年記念行事の取りまとめは年明け早々行なう。

- ⑤1/18支部総会で規約改正及び役員改

- 選について検討する。
- (11) 九州支部 (福田)
- ① 11 月度 大分合同セミナー
- 日時:平成 19 年 11 月 10 日 (土) 13:00
~ 17:05
- 会場:大分市コンパルホール 304 会議室
- 主催:中小企業診断協会大分県支部
ITC 大分
日本システム監査人協会九州支部
- 内容:(1)「企業をいかにして継続していくか」
大分大学経済学部
准教授 本谷るり氏
- (2)「小規模後発企業のネットを活用した事業展開の可能性について」
有限会社インテリジェントパーク
代表取締役 荒添美穂氏
- 参加:(SAAJ より) 10 名

(開催予定)

- ② 12 月度月例会 (第 206 回) 兼 九州支部
総会
- 日時:平成 19 年 12 月 22 日 (土) 14:00
~ 17:00
- 会場:福岡市 NPO・ボランティア交流センター セミナールーム
- 内容:平成 19 年度活動報告
平成 20 年度活動計画、平成 20
年度支部役員改正

(12) 中四国支部 (溝下)

- ① 11 月度月例会
- 日時:平成 19 年 11 月 21 日 (水) 18:30
~ 20:30 (2 時間)
- 場所:広島市まちづくり市民交流プラザ
会議室 A
- 内容:
- (1)「日本公認会計士協会の「内部統制の
監査に関する実務上の取り扱い」の
解説」(ビデオ視聴及び情報交換)
- (2) その他、意見交換

- 次回の子定 -

- ② 12 月度月例会
- 日時:平成 19 年 12 月 13 日 (木) 18:30
~ 20:30 (2 時間)
- 内容:
- (1)「システム監査これからの 10 年」
(意見交換)
- (13) 中部支部 (若原)
- ① SAAJ/JSAG 中部支部 2007 年度合同合宿
- 日程:2007/12/1 ~ 2
- 主催:SAAJ 中部支部 /JSAG 中部支部
- 内容:
「大規模プロジェクトを失敗させない秘訣に
ついて」 栗山孝祐 様

「保証型情報セキュリティ監査の 3 類型と
利用ケースの紹介」 澤田裕也様
グループ演習

- ②中国科学院深セン先進技術研究院訪問
- 日程:2007/12/10
- 内容:今後の交流のための打ち合わせ
- ③ 2007 年度情報セキュリティ監査セミナー
IN NAGOYA を後援 (予定)
- 日程:2007/12/20
- 主催:経済産業省、特定非営利活動法
人日本セキュリティ監査協会

(14) 北海道支部 (渡部)

- ①支部総会を 12/11 (火) に開催いたしました。
今年の活動報告、来年の計画、会計報告、
予算案の審議とともに来年の役員を審議いた
しました。
来年の支部長は、現副支部長の大館 広
之が就任することになりました。

(15) 北信越支部 (森)

- ①活動報告
- 日時:2007 年 12 月 8 日 (土) 13:00-17:00
- 場所:IT ビジネスプラザ武蔵 4F 情報化
研修室

例会議題

- ・今年度報告、来年度計画 (森)
- ・研究テーマ報告 (森)
「システムの戦略性監査」
- ・研究テーマ報告 (宮本)
「情報セキュリティ監査」
- ・20 周年記念行事準備について

①業務監査

- ・11/12 に監査実施。
- ・業務監査調査を事務局に提出して、事
実誤認等確認中。
- ・12/17 迄に回答を得られれば 1 月 10 日
(木) の理事会にて監査報告を行う予定。

8. その他

- ・慶応大学を講師をしている SAAJ 会員か
ら、システム監査についての講演依頼が
あり、沼野理事が推薦された。

議長 鈴木 信夫
議事録署名人 桜井由美子
馬場 孝悦
以上

次回理事会開催予定

日時:平成 20 年 1 月 10 日 (木) 18:30 ~
場所:星陵会館
2 月は 2 月 7 日 (第一木曜) です。

韓国の電子政府システム推進事情

No.898 竹下和孝

昨年、SAAJが韓国での友好団体として調印した「KISAA」から、「Electronic Government Act (Revised by Act No.8171, Jan.3.2007)」の紹介を受けた。大変興味深い法律で、韓国の電子政府の最新事情など、韓国の「Informatization White Paper」(情報化白書)、IPAが調査した「情報セキュリティ政策に関する調査報告書」などをもとに調べてみたので、概要を報告する。

1. 韓国の行政サービスの今

ソウル市の地下鉄駅に設置されている行政 KIOSK 端末機では、住民登録カード、指紋認証装置を利用することにより、行政手続きが 24H サービスされている。手数料の支払いはクレジットカードで決済できる。この行政 KIOSK は韓国全土に設置され、行政端末として住民登録証、土地台帳、自動車登録原簿などの各種証明書が交付できる。情報端末として生活情報を提供し、インターネット接続も可能で、韓国の電子政府を実現するために不可欠な端末機である。

ソウル市の江南区区内のインターネットプラザは、誰でも自由に利用できる。江南区はビジネスの盛んな地域でもあり、テヘラン・バレーは韓国のシリコンバレーとも言われるそうだ。ソウル市の中でも積極的に電子政府に取り組み、ソウル市や韓国地方自治体の電子政府のモデルでもあり、住民満足が向上しているという。

ソウルから 160Km 離れたテジュン市に位置する Government Complex には、調達庁、特許庁、国税庁の本部が構える。調達庁は韓国の総合電子調達システムの運営機関であり、なんと政府調達額の 92% を扱う。現在、電子調達による行政コストの削減は 3 兆 2000 億ウォン(約 3200 億円)と報告されており、政府の省庁や機関、地方政府によって電子的になされる調達活動に関わる電子入札、請求、発注書伝送、決済などを取り扱う。電子政府システムの積極的な活用により、電子セーブ(節約、経費節減)を実現している。

さらに調達庁は電子調達のために「GePS :Government e-Procurement Service」を開発し、運用している。GePS は入札の公示から入札、開札、対価の支払いまでをサポートしており、世界最大規模の e マーケットプレイスといわれる。電子調達システム GePS の利用は地方自治体や公社にも利用料無料で開放されている。

2. 電子政府システムの効果

GePS の利用によって、職員 1 人当たりの調達案件の処理件数は、280 件から 489 件へと増加したという(取引額は 36 兆ウォン=3 兆 6000 億円)。GePS の利用により、政府調達の透明化と調達事務の効率化、e コマース拡大が達成された。

電子政府システムは、行政事務の効率化に寄与しているが、なぜ、韓国ではこのような短期間に、導入するだけでなく、大規模な経費削減まで実現できたのであろうか。

韓国の国家戦略として掲げられている「IT8・3・9 戦略」は、(8 つのサービス、3 つのインフラ、9 つの成長製品を推進する IT 国家戦略である。韓国で本格的に電子政府サービスが提供されたのは、2002 年 11 月であり、インフラの整備とインターネット利用者の増加に伴い、順調に進行しているようである。すでに 2004 年には行政サービスのインターネット交付として、住民票・建築物台帳・印鑑証明・戸籍謄本などのインターネット上での申請・交付が可能とされ、パソコンから各種証明書の出力も可能となった。更に、住民・戸籍・国税に関連する業務は電子化され、行政機関に対する許認可申請では、20 種類の添付書類が廃止されている。

公共事業の入札は 90% 以上、調達では 97% が電子化されているといわれる。

電子申告・納付・証明書の発給を受けている納税者も多く、国民年金・産災保険・健康保険・雇用保険の連携システムが構築され、市町村の行政総合情報システムの構築・稼働により、住民票・車輛・戸籍などのワン・ストップ・サービスが実現され、その結果、400 種類以上の業務で実際に電子申請が普及している。

3. 韓国の電子政府推進法

「KISAA」から紹介された「Electronic Government Act(Revised by Act No.8171, Jan.3.2007)」(電子政府法)は、ハングルと英語が併記された対訳版である。同法は、2001 年 2 月 28 日に成立し、同年 7 月 1 日より施行され、毎年のように改定されてきた。韓国の電子政府推進に寄与し、劇的な進歩を遂げた電子化政策の基本的な考え方を述べている。

「電子政府法(第 8171 号)」

(筆者訳。誤訳があればご容赦いただきたい)

| | |
|---|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 適用範囲</p> <p>第4条 行政機関の責務</p> <p>第5条 公務員の責務</p> | <p>第4章 対民間サービスの電子化</p> <p>第33条 電子的民願処理</p> <p>第33条-2* 必要書類の電子的確認</p> <p>第34条 誹謗文民願処理</p> <p>第35条 身元確認</p> <p>第36条 電子的告知・通知</p> <p>第37条 行政情報の電子的提供</p> <p>第38条 手数料等</p> <p>第39条 電子的サービス提供</p> <p>第39条-2* 電子的サービスの安全性測定</p> <p>第39条-3* 電子政府サービスの安全委員会</p> |
| <p>第2章 電子政府の実現及び運営原則</p> <p>第6条 国民便益中心の原則</p> <p>第7条 業務革新先行の原則</p> <p>第8条 電子的処理の原則</p> <p>第9条 行政情報公開の原則</p> <p>第10条 行政機関確認の原則</p> <p>第11条 行政情報共同利用の原則</p> <p>第12条 個人情報保護の原則</p> <p>第13条 IT投資の重複防止の原則</p> <p>第14条 技術開発及び運営外注の原則</p> <p>第15条 施策の樹立・施行</p> | <p>第5章 文書業務の削減</p> <p>第40条 紙文書等の削減</p> <p>第41条 文書業務削減計画</p> <p>第42条 執行計画の樹立及び施行</p> <p>第43条 削減実績の公表</p> <p>第44条 文書削減委員会</p> <p>第44条-2* 行政情報管理の基本枠組み設定</p> |
| <p>第3章 行政管理の電子化</p> <p>第16条 電子文書の作成等</p> <p>第17条 電子公文書の成立等</p> <p>第18条 電子文書の送・受信</p> <p>第19条 電子文書の発送及び到達時期</p> <p>第20条 電子官印の認証</p> <p>第21条 行政情報共同利用</p> <p>第22条 行政情報共同利用の手続</p> <p>第22条-2* 公的機関での利用</p> <p>第22条-3* 行政情報管理者と利用者の責務</p> <p>第23条 行政知識管理</p> <p>第24条 行政機関の業務再設計</p> <p>第25条 標準化</p> <p>第26条 情報通信網の構築</p> <p>第27条 情報通信網等の保安対策樹立・施行</p> <p>第28条 情報通信網を通じた意見収斂</p> <p>第29条 電子的業務遂行</p> <p>第30条 オンライン遠隔勤務</p> <p>第31条 公務員情報通信技術活用能力の向上</p> <p>第32条 遠隔教育訓練</p> | <p>第6章 電子政府事業の推進</p> <p>第45条 中長期電子政府事業計画の樹立</p> <p>第45条-2* 電子政府事業の支援</p> <p>第45条-3* 電子政府事業の事前評価</p> <p>第46条 成果評価</p> <p>第47条 試験事業の推進</p> <p>第48条 情報化システムの普及・拡散</p> <p>第49条 情報化促進基金の支援</p> <p>第50条 自治情報化組合の設立</p> <p>第50条-2* 電子政府実現の国際協力</p> |
| | <p>第7章 補則</p> <p>第51条 権限の委任・委託</p> <p>第52条 傘下機関等の情報化推進</p> <p>第53条* 罰則の適用</p> <p>第54条* 罰則適用の条件</p> <p>*2007.1に大幅変更、新規追加された条項</p> |

いろいろ韓国政府の資料や調査資料を確認すると、電子政府法ははじめ「電子政府電子政府構築のための行政業務等の電子化促進に関する法律(第6439号)」と呼ばれていたようである。「電子政府法」の目的は、文字通り「行政機関の生産性・透明性及び民主性を高め、知識情報化時代の国民の生活の質を向上させる」、そのような電子政府システムを構築することにある。そのために必要なことがこの法律上に細かく記載されている。

韓国の電子政府構築の考え方が、第2章「電子政府の構築及び運営原則」に述べてある。

10か条から構成され、第6条「国民便益中心の原則」、第7条「業務革新先行の原則」、第8条「電子的処理の原則」、第9条「行政情報公開の原則」、第10条「行政機関確認の原則」、第11条「行政情報共同利用の原則」、第12条「個人情報保護の原則」、第13条「ソフトウェア重複開発防止の原則」⇒2007年に改訂され、「IT投資の重複防止の原則」、第14条「技術開発及び運営外注の原則」、第15条「施策の樹立・施行」の、行政機関の生産性向上と国民の利便性向上を目的とした「無駄の防止」に重点が置かれている。

第6条「国民便益中心の原則」では、「行政機関の業務処理過程は、当該業務を処理するにあたり、民願人が負担しなければならない時間と努力が最小化されるように設計されなければならない。」とし、まずは業務処理過程そのものの時間や手間がなるべくかからないようにすることを求めている。

第8条「電子的処理の原則」では、「行政機関の主要業務は電子化が前提で、電子的処理が可能な業務は、特別な事由がある場合を除いては、電子的に処理されなければならない。」と規定し、第7条「業務革新先行の原則」では、電子化する場合も「予め当該業務及びこれと関連した業務の処理過程全般を、電子的処理に適するよう革新しなければならない。」、つまり全体最適と業務改革（BPR）を前提として電子化を進めるよう規定している。

第10条「行政機関確認の原則」として、特別な場合を除いては、行政機関間で電子的に確認できる事項は、民願人に確認し、また提出を要求してはならない。（省庁間の情報の壁を排除）

第11条「行政情報共同利用の原則」では、行政機関は、収集・保有している行政情報を必要とする他の行政機関と共同利用すること。つまり他の行政機関から信頼できる行政情報が提供される場合には、同じ内容の情報を別に収集してはならない、と規定している。

時間や手間がかからない行政システムを作るため、主要業務は全て電算化する必要があり、そのためには電算化しやすいよう業務を改革すること。また、手続きに必要な情報を共有し、同じ内容の情報を収集しないシステムを作成するよう求めている。

第13条「重複投資防止の原則」で、「行政機関は情報資源への投資について、重複しないように必要な措置をしなければならない」と規定し、互換性などの観点から無駄な投資の防止及び情報共有を前提とするため、行政機関のソフトウェアの共同開発、つまり同じソフトウェアの利用を規定している。この部分は、ソフトウェアからIT投資全般に拡大されている。

第14条「技術開発及び運営外注の原則」では、「行政機関は電子政府の構築に必要な技術開発及び運営において、当該事業を民間部門に任せることができない、または行政機関が直接開発または運営することが、経済性・効果性または保安性の面で顕著に優秀だと判断される場合を除いては、民間部門にその開発及び運営を依頼しなければならない。」と民間部門による開発・運営の原則を法律で規定している。

2007年に追加、改訂された部分では、第22条「行政情報共同利用の手続」において、先行する行政機関が構築、蓄積した行政情報は、他の行政機関と共同利用することが定められている。つまり、同様・類似な情報を作成、蓄積してはならないと規定する。

第39条「電子的サービス提供」では、第39条-2「電子的サービスの安全性測定」と第39条-3「電子政府サービスの安全委員会」を追加して、サービス提供に関するセキュリティを測定すること、さらにセキュリティ委員会を設置して安全な運用状況を評価するよう求めている。

最後に、第45条-2「電子政府事業の支援」、第45条-3「電子政府事業の事前評価」という項目を追加して、中央政府が積極的に指導力を発揮し、電子政府事業の計画を事前評価する仕組みを義務付けて、IT投資の多重化、無駄を予防するよう工夫している。

さらに、第50条-2「電子政府構築の国際協力」とする条項では、電子政府システム構築・運用のノウハウを積極的に他国へ展開する意気込みすら伺える。

この中で興味を引いたのは、

第10条及び第11条で、共同利用を徹底し、また第13条でITの重複投資を防止し、第45条-2、3で確実に重複投資を防止する歯止めを示している。また、第14条で民間企業に外注し、民間活力と技術を活用することを規定している

ということである。まさに政府が主導し、官民一体となって、国民の生活の質の向上のために、電子政府を無駄なく、重点的に推し進めようとする決意が読み取れる。

4. 政府のリーダーシップ

韓国の国家財政事情は、日本と同様、厳しい側面があるといわれる。そのような財政的な危機感だけから、経費の節減に努め、行政サービスの効率化を図れたのであろうか。

一連の活動で電子政府システムの構築という国家プロジェクトを中心にすえて、新たなIT産業を育成し、後押ししているように思える。計画を掲げるだけでなく、行政サービス効率化に必要な知識と経験を外国を含めて終結させ、全国に実践する仕組みに着目したい。

例えば、ソウル市が2002年に構築した地方税インターネット納付システムは、全国の市町村自治体に無料で提供され、多分この成果だと筆者は考えるが、その後、地方税インターネット納付システムは一挙に普及加

速した。国の補助金で推進される情報化事業の場合、構築後他の市町村への普及を条件とする事業もある。また、インターネットの普及の過程では、ウイルスやハッキングで不名誉な実態が明らかになった事態もあり、外国から積極的に技術を導入していると思われる。

韓国では、CYBER KOREA21という基本方針のもと、IT839戦略、u-Koreaにより、IT産業を新しい経済成長の原動力として、また生産過程の無人化、資源を効率的運用に努め、生産性を高め、質の高い社会基盤の構築を目標として掲げ、それを構築しているように思える。

5.u-Korea 社会の戦略

知能基盤社会を構築するために、韓国政府は、2013年以降の3段階に分けて実現するためのu-Korea3-ステップを掲げている。

韓国政府はこの3つの段階に合わせて、2007年までに有無線統合および通信放送融合サービス、BcN 50Mbps、RFID融合化などを計画している。また2012年までにはIPv6への転換、RFID知能化、BcN 100Mbps、国民所得2万ドルの実現という具体的な戦略を掲げている。

| ユビキタス社会の段階 | 目指す姿 |
|------------------------------------|--|
| 第1段階 (Person to Person:2007年まで) | 開始段階:いつ、どこからでも有無線のBcN (Broadband convergence Network) ネットワークでつながるモバイル機器・デジタルTVなどを使って誰でもサービスの提供が受けられる |
| 第2段階 (Person to Thing:2012年まで) | 発展段階:主な施設と建築物にICセンサーを付け、それをネットワーク化して遠隔制御できる段階を目指す。 |
| 第3段階 (Thing to Thing:2013年から) | 成熟段階:ネットワーク化されたICセンサー間の相互認識が可能となり、それを基にさまざまなサービスを提供するユビキタス社会を実現する。ITの利便性が向上し、国民生活も大革新する。 |

6. 日本の状況とシステム監査人の役割

日本でも同様に、IT戦略としてe-Japan、e-Japan-II、U-Japanが唱えられてきたが、住民基本台帳ネットワークを始め、膨大な投資への有効性評価に値する成果が見えていない。

韓国の電子政府法が求める重複投資の禁止は、ソフト開発や設備投資だけでなく、国の補助金で推進される情報化事業の場合には、構築後、他の市町村への普及を条件とする事業もある。

聞くところによると日本では類似の情報システムを、全国の市町村が独自に開発またはカスタマイズしている部分が多いのではないだろうか。

また例えば、アジア各国とのFTA (Free Trade Act) 締結と実現では、輸出入手続を処理するための通関手続と輸出入申請データ処理の迅速化がポイントともなるが、韓国の「施設物の安全管理に関する特別法」及び「施設物の安全管理に関する特別法施行令」では、行政情報として共同利用することが前提条件である。省庁間、自治体間に境界があってはならないのである。

自治体・公営企業が経営を健全化していくためにも、業務プロセスや手続の簡素化、IT活用による迅速化は避けて通れないサービス要請であろう。すると、その計画作成、着実な実践状況、およびセキュリティ水準についても、第三者による評価を行なうことで、有効性を高めることができると確信する。

もっと積極的に、活動範囲を広げていくと、公認システム監査人が活躍する場所は、ここにもそこにもある。

「J-SOX 対応 IT 統制監査実践マニュアル」の紹介

No.555 松枝憲司

システム監査基準研究会で、2月に発刊予定の本書についてご紹介します。

2月の20周年の総会で、販売予定です。ご期待ください。

1. 本書の目的

内部統制の基本的要素である「ITへの対応」に不可欠な「IT統制」に関する理解を深めるとともに、なかでも内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX）に必要な「IT統制」を中心に解説している。またIT統制に関する監査（IT統制監査）の進め方や、手法についての情報を提供することで、実際のJ-SOX対応のIT統制監査に役立ててもらうことを目的としている。以下に各立場の人ごとに本書の利用目的を説明する。

2. 本書と既存ガイダンスとの関係

平成18年6月の金融商品取引法の成立に伴い、平成19年2月に、金融庁企業会計審議会内部統制部会より「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準並びに財務報告に係る内部統制および監査に関する実施基準の設定について（意見書）」が提示された。続いて、平成19年3月に経済産業省より、システム管理基準等を活用している企業向けに、IT統制をどのように構築し、経営者がその有効性をどのように評価するかについての例示を目的とした「システム管理基準追補版（財務報告に係るIT統制ガイド）」が提示された。

一方、米国では、SOX法に対応して、COBITのIT統制目標のうち、財務報告の信頼性に係るIT統制に焦点を絞ったIT統制の目標ガイドラインであるCOBIT for SOXが作成され、デファクトスタンダードとして活用されている。

以上の状況を踏まえ、本書は、経済産業省の「システム管理基準追補版」をベースに、IT統制に関する評価や監査を実践する際に必要な詳細な情報・ノウハウを提供している。また、COBIT for SOXのIT統制目標と、システム管理基準の対応（不足している項目は追加、修正している）もとられている。

3. 特徴

◎ 実務経験豊富な執筆陣による実践書

本書は、公認システム監査人・システム監査人補の認定を受けている、あるいはシステム監査技術者試験に合格している日本システム監査人協会の会員が、協会内の研究会でのシステム監査の実践や、業務活動におけるシステム監査の実務経験をもとに、「IT統制監査の実務に役立つマニュアル」を念頭に執筆したものである。

◎ 高い評価を受けている「情報システム監査実践マニュアル第2版」の姉妹編

経験の少ないシステム監査人でも、効果的・効率的な監査・評価を行うことができるよう執筆され、現在も、多くの読者から高い評価をいただいている「情報システム監査実践マニュアル」の「J-SOX対応のIT統制監査」版と位置付けることができる。

◎ 豊富な事例

本書の執筆には、IT統制の構築や評価に深く関わってきたメンバーが多く参加している。監査実施事例として、海外合弁会社（米国SOX対象）と国内本社におけるIT全般統制の評価事例、「COBIT for SOX」とシステム管理基準を利用した監査事例、IT全社統制・IT全般統制に関する監査事例、外部委託先との取引に係る業務処理統制を中心とした内部統制評価の事例、IT全般統制評価におけるISMS・J-SOX対応統合の監査事例を掲載し、IT統制監査についての実務経験の少ない読者に貴重な情報を提供している。

◎ 「システム管理基準追補版」にも「COBIT for SOX」にも対応

本書のIT統制の評価のポイントは、「システム管理基準」の管理項目をより詳細で具体的な確認項目としたものである。「システム管理基準追補版」に沿って、IT統制を構築・評価する場合に利用できるのはもちろんであるが、COBIT for SOXのIT統制目標とも適用対応をとっているため、COBIT for SOXに沿って、IT統制を構築・評価する場合においても活用できる。

◎ 評価ポイント、各書式類等の豊富な資料編のCDを添付

本書の解説の中で出てくる様式、各様式の記述作成例、各種の監査・評価ポイントをCDに収めて提供している。このCDを利用することによって、IT統制に関する監査計画書、監査チェックリスト、監査報告書などを効率的に作成することができる。

4. 構成

本書は、大きく3つの部から構成されている。

第1部 :IT 統制とシステム監査

内部統制とIT統制の関係および金融商品取引法における内部統制とIT統制の重要性について、解説している。次に、システム監査人によるIT統制監査の具体的進め方について、IT統制監査の実施場面に従って解説している。

そして、IT全社統制、IT全般統制、IT業務処理統制の具体的評価方法について、「システム管理基準」と「システム管理基準追補版」をベースに解説している。

また、財務報告以外の内部統制とIT統制についても、解説している。

第2部 :IT 統制監査事例

IT統制をテーマとしたシステム監査事例について、紹介・解説している。

実際に、IT統制監査をどのように進めるのかについての理解を深めてもらうために、5つの事例を紹介し、それぞれにおいて、どのようにシステム監査を計画・実施・報告したかを解説している。

第3部 :資料編

第1部のIT統制の具体的評価方法の解説で示した評価のポイントなどをまとめている。追補版に準じた評価を行うため、対応する経済産業省の「システム管理基準」の管理項目とそれを詳細化したポイントとをまとめている。またCOBIT for SOXと「システム管理基準」の管理項目の対応等もまとめている。

また、本書で使用している用語について用語集を掲載している。

目 次

第1部 IT 統制とシステム監査

- 第1章 内部統制とIT統制
- 第2章 IT統制評価の概要
- 第3章 システム監査人によるIT統制監査
- 第4章 IT統制の具体的な評価
 - 1. リスク評価とモニタリング
 - 2. IT全社統制
 - 3. IT全般統制
 - 4. IT業務処理統制
- 第5章 財務報告以外の内部統制とIT統制

第2部 IT 統制監査事例

- 第1章 事例1 IT全社統制・IT全般統制に関するシステム監査事例
- 第2章 事例2 COBIT for SOXとシステム管理基準を利用した監査事例
- 第3章 事例3 経営者による内部統制の評価及びリスク評価支援事例
- 第4章 事例4 外部委託先との取引に係る内部統制評価の事例
- 第5章 事例5 IT全般統制評価のセキュリティに関する監査事例

第3部 資料編

- 第1章 様式例
- 第2章 作成例
- 第3章 監査・評価ポイント
 - 1. システム管理基準追補版活用のポイント
 - 2. 確認資料一覧
 - 3. システム管理基準の管理項目と統制目標例
 - 4. 財務会計パッケージソフトウェアの機能等一覧表(例)
 - 5. IT統制目標とアサーションの関係の考え方(例)
 - 6. COBIT for SOX活用のポイント(COBIT for SOXとシステム管理基準追補版をマッピングしています)
- 第4章 用語の説明

以上

2007年12月11日

第5回及び第6回内部統制セミナー開催のご案内 (平日3日間コース)

NPO法人日本システム監査人協会では、内部統制評価・監査に関する実践能力を修得するための内部統制セミナーを開催します。

当セミナーは、協会が既に30回近い開催実績を積んだシステム監査実践・実務セミナーを背景に、事例研究会独自の教材を使って行う、ロールプレイング方式を中心としたITに係わる内部統制評価・監査に焦点をあてた極めて実践的なセミナーです。

上場企業は平成20年4月以降から開始する事業年度から、財務報告に係わる内部統制の経営者による評価が導入されることが決まっておりますが、このセミナーを受講することにより、ITに係わる内部統制の最新情報に加えて、内部統制評価・監査の実践力を身につけることができます。この機会に、定評のある当協会の実践的セミナーを是非体験して下さい。

1. 内 容

- 1.1 財務報告に係わる内部統制に関する基礎知識を習得していることを前提に、IT 全社統制・IT 全般統制・IT 業務処理統制のポイントを説明します。
- 1.2 受講者は外部のコンサルタントとして、被監査企業の内部監査部から、内部統制の評価と助言を依頼されたと想定し、
 - ① IT 全社統制・IT 全般統制・IT 業務処理統制について、被監査企業から提供された内部統制成果物とヒヤリングに基づいて内部監査を実施します。
 - ② 監査によって把握した問題点や課題を指摘し、改善提案を含む監査報告を行いません。

2. 日程及び会場

| | 日 程 | 会 場 |
|-----|---|-------------|
| 第5回 | 2008年1月28日(月)10:00～1月30日(水)17:00 (3日間共、AM10:00～PM5:00) | 東京御茶ノ水 総評会館 |
| 第6回 | 2008年3月17日(月)10:00～3月19日(水)17:00 (3日間共、AM10:00～PM5:00) | 東京御茶ノ水 総評会館 |

* 総評会館 : <http://www.sohyokaikan.or.jp/>

3. 費用 157,500円(一般)、126,000円(SAAJ会員)
(費用には、教材費・昼食事代・消費税が含まれます。)

4. 受講していただきたい方

J-SOX 対応担当者、IT の内部統制の評価・監査に関わる管理者及び担当者。

5. 募集人員 各回 20名(最小催行人員10名)

6. 受講申し込み方法

以下の「内部統制セミナー参加申込書」に必要事項を記入の上、セミナー事務局へメールでお申込み下さい。 セミナー事務局担当: 沼野伸生 (e-mail:fwgc5762@nifty.com)

回数を必ず
記入して下さい。

NPO 法人日本システム監査人協会

第 回 内部統制セミナー参加申込書

申込日： 年 月 日

①会員。(法人会員の場合は法人名)：

②所属企業名：

③参加者氏名：

④資料送付先：

(住所) 〒

(宛名)

⑤連絡先 e-mail アドレス：

(電話 No. FAX-No.)

⑥請求書発行希望：あり (宛先：所属企業名 / 参加者名) / なし

⑦現在担当している業務の概要：

⑧当協会主催のシステム監査実践又は実務セミナー参加経験：あり (年 月) / なし

⑨システム監査実施経験：あり / なし

以 上

S A A J 協会事務局からのお知らせ

詳細の情報は、金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/>) の「採用情報」を確認下さい。

<金融庁検査局の採用情報>

平成 19 年 12 月 10 日
募集番号 (19 検 05)

職員の募集

| | |
|---------|--|
| 職 種 | 金融機関の検査事務等に従事する職員【システム系業務経験者】 |
| 職務内容 | ○金融機関等に対する検査業務 ・主にシステムリスク等に関する検査 ○その他の業務 ・システムリスク等に関する検査の指導・助言及び個別検査班からの質問に対する回答業務 |
| 応募条件 | I T 関係 (システム開発、情報セキュリティ等) について実務経験及び専門知識を有している方 |
| 募集人員 | 若干名 |
| 採用形態 | 一般の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 (平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。) に基づき、常勤の国家公務員として採用の予定。 ※ 国家公務員法等に基づく守秘義務等が適用されます。 |
| 給 与 | 任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号) に基づき支給。※ 金融検査等出張する際には出張旅費等が支給されます。 |
| 勤務地 | 金融庁 (東京都千代田区) |
| 雇用期間 | 原則として 2 年程度 |
| 勤務時間 | 原則として 9 時 30 分から 18 時 15 分 (週 5 日、土日祝日を除く) |
| 応募方法 | 金融庁ホームページ (http://www.fsa.go.jp/) の「採用情報」から所定の履歴書をダウンロードし、必要事項を記載して下記の宛先までご郵送ください。 |
| 選考方法 | 書類選考後、面接試験により可否を決定します。 書類選考合格者には面接日を個別に郵送又はメールで連絡します。(専門知識を確認するため、課題に関するレポートを追って提出していただきます。) |
| 応募〆切 | 当面の間 ※ ただし、応募人員に達した時点で応募受付を終了する場合がありますので、予め御了承ください。 |
| 書類提出先 | 〒 100-8967 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 金融庁検査局総務課管理第 2 係 |
| お問い合わせ先 | 金融庁検査局総務課管理第 2 係 TEL 03-3506-6000 (内線 2512) |

エッセイ、論文の募集

会員の皆様、SAAJ 会報の読者の皆様

会報編集部では、次の通りエッセイ（論文募集要項に該当しない投稿）、論文を募集しています。会員の皆様の積極的な投稿をお願いいたします。

今年は、SAAJ 創設 20 周年にあたり、記念講演会や論文集の発行など、各専門部会および支部ごとに、活動の成果をまとめていく機会も多いかと思われます。

会員、読者の皆様も、是非、手記にまとめて気楽に投稿いただき、システム監査の歴史に記録を残しませんか。会報編集部が支援させていただきます。

論文については、次の投稿要領を用意しております。エッセイの投稿には記名をお願いすること以外には、特に制約はなく、自由な創意工夫が反映できます。

会報掲載論文募集要項

会員の皆さんより、会報掲載論文を募集します。

1. 論文の内容：

システム監査・セキュリティ監査（関連を含む）の実務の裏づけのある内容で、システム監査・セキュリティ監査（関連を含む）の啓発、普及、理論深化、情報提供、実践、手法開発等に役立つ論文。既発表論文は除く。

2. 字数： 6千字以上、17千字以内（図表を含める）

3. 提出方法： 原稿は、ms-word で作成し、パスワードを設定し、メールに添付して送付する。

4. 審査： 会報編集委員会内に設ける論文審査委員会にて、審査を行い、掲載に値するか、及び内容の優劣を判断し、掲載する場合は、2万円以上、6万円の範囲で原稿料を支払う。審査の内容は公表しない。

5. CSA 継続教育：掲載論文は、10時間 / 1稿として公認システム監査人（補）継続教育の実績とする。

6. 掲載論文募集締め切り： 常時受け付けとし、会報編集委員会より打ち切りのお知らせがあるまで継続する。

会報掲載論文審査要綱

理事会提案 2003.7
最終改訂 2003.10 判定基準（点数）改訂

1. 論文審査委員会

応募論文が提出されたら、編集委員長は、応募条件を満たしているかを判断する。

応募条件を満たしていない場合、直ちに却下する。

（応募条件：字数の制限、応募者は会員であること）

応募条件を満たしている場合、直ちに、編集委員の中より、2名の審査委員を任命する。

編集委員長を含めて3名で審査委員会を構成する。

論文提出者を、審査委員に加えることはできない。

編集委員長が論文提出者の場合、編集委員長を除いた編集委員会で3名を選出し、審査委員会を構成する。

審査委員名は公表しない。

2. 審査委員は、提出した論文を査読し、判定基準表に基づき、点数を出す。

判定基準は、会員からの要望があれば公表する。

以上

《編集後記》

2008年がスタートし、私たちのNPO日本システム監査人協会も、創立20周年を迎える。

記念講演を2月に開催するが、会員諸氏には、EDP監査から始まったシステム監査の社会的な役割もやっ
と定着してきたかという感慨もあるのではないだろうか。

システム監査という役割の重さ、企業経営とりわけIT活用の技術的進化速度の速さによる難しさを考
えると、だからやりがいと楽しみがある、と思う。

会報誌もちょうど100号の節目を迎えた。前回の99号でこれまでの会報に取り上げた記事をキーワード
から振り返り、次の活動の基礎資料とすることを考えた。今回の100号では、多様性にとむシステム監査の
現場を、会員に依頼したアンケートの仮集計を掲載した。「システム監査これからの10年アンケート」速報
を見ると、システム監査の普及啓発がコメントとして多く挙げられており、当協会に対する期待が大きいこ
とが窺える。会報担当者としてその期待に少しでも応えることができればと認識を新たにした。

そこで、今後の活動方針を具体的に掘り下げていくよう構成した。監査人の活動経験、支部での活動、
本部の月例研修会、事例研究会の研修会、テーマで見ると内部統制、個人情報保護、また韓国の電子
政府システム、金融庁の検査要員（求人）など、システム監査人、特に独立して活躍できる公認システム
監査人（CSA）の活躍の余地は大いに広がっている。

しかし、システム監査を事業サービスとして捉えた場合、サービスを提供する対象顧客である企業や自治
体などの組織に対しては、積極的に問題解決の可能性と提供できる価値の有効性を訴えて、納得してもら
い採用していただく必要がある。

監査人自身のサービスを、監査人としての知識経験で評価してみると、マーケティング、営業活動は適
切であろうか、疑問も多い。組織管理やIT企画、IT監査に知識経験がなく、困っておられる企業組織
も多いが、相談先やコンサルティングの依頼先がわからないという企業も多いと聞く。ミスマッチングがあるの
ではないだろうか。

今年は、システム監査を通じて、企業経営を支援、増収増益して社会貢献ができる、そのような記事を
中心に編集し紹介していきたい。（須田、吉田、竹下）

発行所 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会
 発行人 鈴木 信夫
 事務局 〒103-0025
 東京都中央区日本橋茅場町 2-8-8
 共同ビル（市場通り）6階 65号室
 TEL.03(3666)6341 FAX.03(3666)6342
 事務局メール：saajkl@titan.ocn.ne.jp
 ホームページ http://www.saaj.or.jp/

会報担当委員
 竹下 和孝 須田 勉
 富山 伸夫 木村 陽一
 吉田 裕孝 藤野 明夫
 仲 厚吉 山田 正寛
 森本 哲也

※会員のみなさまからの投稿（連載、随筆等何でもOK）を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール：saaj-kaihoh@yahogroups.jp